

# 西之表市国土強靱化地域計画

令和2年10月  
西之表市

# 目 次

## 第1章 西之表市 国土強靱化地域計画の趣旨、位置付け

1 西之表市 国土強靱化地域計画の趣旨	2
2 市地域計画の位置付け	2
3 計画期間	2

## 第2章 基本的な考え方

1 基本目標	3
2 事前に備えるべき目標	3
3 基本的な方針	4

## 第3章 市の地域特性及び災害想定

1 地域特性	5
2 災害想定	6

## 第4章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順	8
2 目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	9
3 脆弱性評価結果	11
4 評価のポイント	39

## 第5章 本計画の推進方針

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進計画	40
2 リスクシナリオに対応するプログラム	66

## 第6章 市地域計画の推進

1 市の他の計画等の必要な見直し	67
2 市地域計画の進捗管理	67
3 地域計画の不断の見直し	67
4 プログラムの推進と重点化	67
5 指標	68

別紙 西之表市長期振興計画実施計画・西之表市国土強靱化地域計画に基づく取組等一覧	72
--	----

# 第1章 西之表市国土強靱化地域計画の趣旨、位置付け

## 1 西之表市国土強靱化地域計画の趣旨

平成25年12月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定されるとともに、平成26年6月には「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が定められた。

この基本法に基づき、市では、大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けた「強靱化」を推進するために「西之表市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という。）」を策定する。

## 2 市地域計画の位置付け

市地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、地域強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。

## 3 計画期間

西之表市長期振興計画の計画期間とする。なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済状況、国土強靱化基本計画等をふまえ必要に応じて計画を見直すこととする。

## 第2章 基本的な考え方

基本法第14条において、国土強靱化地域計画は基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、原則として、基本計画における目標に即して設定すると規定されている。

このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

### 1 基本目標

大規模な自然災害等が起こっても、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 迅速な復旧復興が図られること

### 2 事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 3 基本的な方針

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

#### (1) 地域強靱化の取組姿勢

- ・市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証したうえで取り組む。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。

#### (2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が連携及び役割分担して取り組む。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

#### (3) 効率的な施策の推進

- ・人口減少等に起因する地域の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的かつ効果的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ・既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ・限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

#### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

### 第3章 市の地域特性及び災害想定

#### 1 地域特性

##### (1) 地形・地質等

西之表市は種子島の北部に位置し、南北の長さは25.2km、東西の幅は8.2 km、周囲は63 km、総面積は205.66 平方 km で、種子島の総面積の約45%を占める。東・西・北は海に面し、南は中種子町と接している。

地質は種子島全域に広がる新生代古第三紀熊毛層群に属し、随所に洪積台地が発達している。ほとんど砂岩からなっているが、場所によっては礫岩、頁岩、火成岩が見られ、東部の丘陵地は亜炭層を包含している。土質は淡褐色の粘土と黒ボク土が主となっている。海岸は磯の発達が見られ、ところによっては小規模な海岸砂丘も存在する。

西之表市の西方12 kmの海上にある馬毛島は、面積8.17 平方 km、最高地点71.7mの極めて平坦な島で、定期航路はなく、周辺は豊かな漁場となっている。

##### (2) 気象概況

本市の気候は熱帯気候に近い亜熱帯性気候で、年間平均気温は摂氏20.3度となっている。5月から10月までは月平均気温が20度を超え、夏の期間が長い。真夏の日照りは強いが、常に快い海風が吹いているので日中の暑さは九州本土と変わらない。一方、冬の気温は10度から15度で、日の最低でも0度を下回ることはほとんどない。年間降水量は2,500mm前後で3月から9月の期間が比較的に多雨となっている。梅雨は5月末頃に入り7月はじめ頃に明けぬ。台風は年に4～5回、7月から10月にかけて来襲し、農作物等の被る被害も少なくない。また、冬季には北西の季節風が強くなる。

##### (3) 人口

年次	世帯数	総数	男	女	備考
平成7年	7,775世帯	19,822人	9,387人	10,435人	第16回国勢調査
平成12年	7,847世帯	18,866人	8,898人	9,968人	第17回国勢調査
平成17年	7,786世帯	18,198人	8,564人	9,634人	第18回国勢調査
平成22年	7,569世帯	16,951人	7,954人	8,997人	第19回国勢調査
平成27年	7,368世帯	15,967人	7,550人	8,417人	第20回国勢調査

## 2 災害想定

### (1) 風水害

本市においては、近年における既往災害のうち、最大規模であった平成13年9月2日～8日にかけての大雨（平成13年9月集中豪雨）と、昭和39年8月24日の台風第20号による被害と同程度の規模を災害想定として位置付ける。

想定される最大被害の総括表

想定項目	平成13年9月集中豪雨 (平成13年9月2日～8日)	台風第20号 (昭和39年8月24日)
気象概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間最大雨量</li> <li style="padding-left: 20px;">126mm（測候所）2日18時</li> <li style="padding-left: 20px;">134mm（能野）2日17時30分</li> <li style="padding-left: 20px;">123mm（西之表）2日18時5分</li> <li style="padding-left: 20px;">143mm（国上）2日19時</li> <li style="padding-left: 20px;">144mm（現和）2日18時50分</li> <li>・日降水量</li> <li style="padding-left: 20px;">341mm（測候所）2日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大風速</li> <li style="padding-left: 20px;">57.5m/s</li> </ul>
人的被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行方不明者 1人</li> <li>・死者 1人</li> </ul>	—
建物等被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共文教施設（土地） 8校</li> <li>・農業施設 11件</li> <li>・農地関係 1,389件</li> <li>・林務関係 37箇所</li> <li>・公共土木施設 325箇所</li> <li>・その他の公共施設 20箇所</li> <li>・農産被害 17.2ha</li> <li>・林山被害 2.93ha</li> <li>・畜産被害 4頭</li> <li>・水産関係 4箇所</li> <li>・商工被害 30箇所</li> <li>・その他被害 2箇所</li> <li>・床上浸水 61世帯</li> <li>・床下浸水 181世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋全壊</li> <li style="padding-left: 20px;">住家 188戸</li> <li style="padding-left: 20px;">非住家 141戸</li> <li style="padding-left: 20px;">公共建物 10棟</li> <li>・半壊</li> <li style="padding-left: 20px;">住家 126戸</li> <li style="padding-left: 20px;">非住家 103戸</li> <li style="padding-left: 20px;">公共建物 16棟</li> </ul>

## (2) 地震・津波災害

本市においては、県が平成 24 年度～25 年度に実施した地震等災害被害予測調査結果を基に、南海トラフ地震 CASE11（最大震度 5 弱）及び種子島東方沖地震（最大震度 6 強）を災害想定として位置付ける。

想定される最大被害の総括表

想定項目	南海トラフ地震	種子島東方沖地震
津波到達時刻（1m）	29 分	11 分
津波到達時刻（最大）	36 分、波高 10.11m	50 分、波高 5.54m
全壊棟数	津波 520 棟	揺れ 100 棟、津波 110 棟 液状化 90 棟、斜面崩壊 10 棟
半壊棟数	津波 580 棟	揺れ 1,500 棟、津波 340 棟 液状化 290 棟、斜面崩壊 10 棟
死者数	津波 100 人	津波 30 人
負傷者数	津波 30 人	建物倒壊 200 人、津波 20 人
上水道被害（断水人口） ※被災直後	230 人	8,100 人
下水道被害（支障人口）	被害想定なし	被害想定なし
電力被害（停電軒数） ※被災直後	160 軒	40 軒
通信被害（固定電話不通） ※被災直後	180 軒	50 軒
通信被害（携帯電話不通） ※被災直後	停波基地局 5 %	停波基地局 1 %
ガス（プロパンガス除く）	被害想定なし	被害想定なし
道路被害	5 箇所未満	30 箇所
港湾・漁港被害	岸壁 5 箇所未満 その他 5 箇所未満	岸壁 5 箇所未満 その他 5 箇所未満
防波堤被害	2,800m	240m
避難者（被災 1 日後）	890 人	810 人
避難者（被災 1 週間後）	530 人	1,400 人
避難者（被災 1 か月後）	840 人	870 人
物資需要量（被災 1 日後）	食料 2,100 食、水 650ℓ	食料 1,900 食、水 21,900ℓ
物資需要量（被災 1 週間後）	食料 1,700 食、水 640ℓ	食料 2,900 食、水 11,200ℓ
物資需要量（被災 1 か月後）	食料 910 食、水 640ℓ	食料 940 食、水 750ℓ
災害廃棄物発生量	10～20 万トン	10～20 万トン
被害額	600 億円	500 億円

## 第4章 脆弱性評価

### 1 評価の枠組み及び手順

脆弱性評価は、本市の大規模自然災害に対する脆弱性を調査し、評価するいわば健康診断であり、必要な施策の効率的・効果的な実施につながることから、市地域計画を進めるうえで、必要不可欠なプロセスである。市では平成30年6月に国土強靱化推進本部で決定された「脆弱性評価の指針」に順じ、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行う。

#### (1) 想定するリスク

市民生活・市民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、遠くない将来に発生する可能性があると予測されている南海トラフ地震では、国難とも言うべき甚大な被害が見込まれていること、集中豪雨など大規模自然災害は一度発生すれば、甚大な被害をもたらすものになる。

このため、市地域計画において、過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る被害想定等を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される南海トラフ地震、集中豪雨などの大規模自然災害全般をリスクの対象とした。

#### (2) 施策分野

施策分野については西之表市長期振興計画を基に、次のとおり個別施策分野として25分野を設定した。

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| ① 快適な生活環境の整備      | ② 公共交通の充実      |
| ③ 計画的な土地利用の推進     | ④ 防災・危機管理の充実   |
| ⑤ 市民生活を守る安全対策の充実  | ⑥ 社会保障制度の運営    |
| ⑦ 地域力の向上          | ⑧ 農業の振興        |
| ⑨ 林業の振興           | ⑩ 水産業の振興       |
| ⑪ 商工業の振興          | ⑫ 観光・交流の振興     |
| ⑬ 新たな産業基盤と雇用環境の整備 | ⑭ 子ども・子育て支援の充実 |
| ⑮ 学校教育の充実         | ⑯ 社会教育の充実      |
| ⑰ 芸術文化・文化財保護の充実   | ⑱ 社会体育の充実      |
| ⑲ 健康づくりの推進        | ⑳ 地域包括ケアの推進    |
| ㉑ 地域福祉の充実         | ㉒ 健全な財政運営の推進   |
| ㉓ 財産の有効活用         | ㉔ 組織力と職員力の向上   |
| ㉕ 計画的で効率的な行政運営の推進 |                |

## 2 目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-5	風水害による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の途絶・長期停止
		4-2	情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	物流機能等の大幅な低下
		5-4	食料等の安定供給の停滞

6	必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		6-2	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

### 3 脆弱性評価結果

32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、それを回避するための現行施策を抽出し、現行施策で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。

#### 目標1 直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

###### ① 住宅・建築物の耐震化の推進

大規模地震が発生した場合、市域における住宅・建築物の倒壊により人的被害が想定される。このため、市街地等における住宅・建築物の耐震化及びブロック塀の安全対策を促進するとともに、公営住宅等整備事業などの推進により、災害に強いまちづくりを進める必要がある。

【建設課】

###### ② 公共施設等の耐震化

大規模地震発生後に公共施設等が使用不能となると、避難や救助活動、被災者支援等に大きな支障がでることが予想される。このため拠点となる公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

【財産監理課】

###### ③ 多数の者が利用する建築物の耐震化

不特定多数の者が利用する建築物や地域住民等が多数利用する建築物の倒壊による人的被害の発生を抑えるため、不特定多数の者が利用する建築物や地域住民が多数利用する建築物等について耐震化を促進する必要がある。

【建設課・財産監理課】

###### ④ 交通施設、沿線、沿道建物の耐震化及び液状化現象対策

港湾、幹線道路等の交通施設及び沿道建築物の複合的倒壊や液状化現象により、避難、応急対応、物資輸送等への障害が発生することを防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化及び液状化現象対策を促進する必要がある。

また、公共バスの機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化したバス停留所の周辺などの施設について、状況に応じて整備・改修を行う必要がある。

【建設課・企画課】

###### ⑤ 無電柱化等

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難や救助活動、物資輸送等の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する必要がある。

【建設課】

###### ⑥ 都市公園事業の推進

市街地での大規模災害の発生時における避難・救援活動の場となる都市公園や緑地の確保及び整備を図る必要がある。

【建設課】

⑦ 防災情報の提供と住民周知

地震・津波、風水害等による災害発生時に、住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や市ホームページ等により、住民等への適切で多様な防災情報を提供するとともに、市ハザードマップなどを活用し、避難等の災害対策について住民周知を図るなど、ソフト事業を推進する必要がある。

【総務課】

⑧ 災害対応力の向上

消防団員の高齢化や地域の過疎化などが進んでおり、将来的に消防団の存続が危ぶまれる。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る必要がある。

また、消防団の災害時対応能力の強化のため、訓練・教育等による人材育成や資機材の充実を図る必要がある。

【総務課】

⑨ 自主防災組織の充実及び活動の促進

地域防災力を向上させるため、各自主防災組織の地区防災計画の策定や見直し、訓練等の実施、人材育成や資機材の充実等を図り活動を促進する必要がある。

【総務課】

⑩ 要配慮者の防災対策の推進

地域との連携による要配慮者への支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用を図る必要がある。

【福祉事務所・高齢者支援課・建設課・健康保険課】

⑪ 来島者の防災対策の推進

災害発生時における観光客等来島者の対策推進のため、緊急避難用に視認性の高い展望所の設置等、防災対策を図る必要がある。

【経済観光課・建設課】

⑫ 総合防災訓練

関係機関による総合防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。

【総務課】

⑬ 空き家対策の推進

空き家等の所有者や管理者に対し、適正管理や老朽化防止の必要性を周知すると共に、空き家等の発生抑制や利活用を促進する必要がある。

【建設課・地域支援課】

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生

① 防火対策の推進

住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

【総務課・消防署】

② 消火・救助活動能力の強化

市街地で大規模火災が発生した場合、同時に多発する消火、救助、救急事案に対し、同時多発に対応できる消防力（設備・消防水利等）の強化を図る必要がある。

医療機関と消防との連携したマニュアルを整備し訓練を行う等、円滑な救急患者受入体制を整備する必要がある。

【消防署】

③ 感震ブレーカーの普及啓発

感震ブレーカーの設置により、通電火災による大規模火災の発生を防ぐ必要がある。

【消防署】

④ 防火意識の向上

大規模火災が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の火災により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、出火防止対策及び建物関係者の防火意識の向上を図る必要がある。

【総務課・消防署】

⑤ 空き家の火災予防周知等

空き家の放火や延焼等を未然に防ぐため、空き家の所有者又は管理者に対し、火災予防上必要な措置を講じるよう周知等を行う必要がある。

【総務課・消防署】

⑥ 都市公園事業の推進【再掲1-1-⑥】

市街地での大規模災害の発生時における避難・救援活動の場となる都市公園や緑地の確保及び整備を図る必要がある。

【建設課】

⑦ 災害対応力の向上【再掲1-1-⑧】

消防団員の高齢化や地域の過疎化などが進んでおり、将来的に消防団の存続が危ぶまれる。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る必要がある。

また、消防団の災害時対応能力の強化のため、訓練・教育等による人材育成や資機材の充実を図る必要がある。

【総務課】

⑧ 自主防災組織の充実及び活動の促進【再掲1-1-⑨】

地域防災力を向上させるため、各自主防災組織の地区防災計画の策定や見直し、訓練等の実施、人材育成や資機材の充実等を図り活動を促進する必要がある。

【総務課】

⑨ 要配慮者の防災対策の推進【再掲1-1-⑩】

地域との連携による要配慮者への支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用を図る必要がある。

【福祉事務所・高齢者支援課・建設課・健康保険課】

⑩ 来島者の防災対策の推進【再掲1-1-⑪】

災害発生時における観光客等来島者の対策推進のため、緊急避難用に視認性の高い展望所の設置等、防災対策を図る必要がある。

【経済観光課・建設課】

⑪ 総合防災訓練【再掲1-1-⑫】

関係機関による総合防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。

【総務課】

1-3 広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生

① 避難場所等の確保、避難所の耐震化等

大規模津波等の発生時に、避難行動に遅れが生じることによる死傷者の発生を抑えるため、津波防災地域づくり、避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、火災予防・危険物事故防止対策等の取り組みを推進する必要がある。

関係機関が連携して広域のかつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。

【総務課】

② 海岸堤防や港湾・漁港等の老朽化等対策の推進

海岸堤防や港湾・漁港等の機能の低下や倒壊等による、浸水被害等の発生を抑えるため、施設の老朽化対策等を推進する必要がある。

【建設課】

③ 国道、県道、市道、農道など幹線道路等の整備促進

大規模災害の発生後、避難や物資の輸送のため幹線道路等が重要となる。老朽化した箇所などを改修するほか、高規格の道路整備を推進する必要がある。

【建設課・農林水産課】

④ 無電柱化等【再掲1-1-⑤】

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難や救助活動、物資輸送等の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する必要がある。

【建設課】

⑤ 防災情報の提供と住民周知【再掲1-1-⑦】

地震・津波、風水害等による災害発生時に、住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や市ホームページ等により、住民等への適切で多様な防災情報を提供するとともに、市ハザードマップなどを活用し、避難等の災害対策について住民周知を図るなど、ソフト事業を推進する必要がある。

【総務課】

⑥ 災害対応力の向上【再掲1-1-⑧】

消防団員の高齢化や地域の過疎化などが進んでおり、将来的に消防団の存続が危ぶまれる。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る必要がある。

また、消防団の災害時対応能力の強化のため、訓練・教育等による人材育成や資機材の充実を図る必要がある。

【総務課】

⑦ 自主防災組織の充実及び活動の促進【再掲1-1-⑨】

地域防災力を向上させるため、各自主防災組織の地区防災計画の策定や見直し、訓練等の実施、人材育成や資機材の充実等を図り活動を促進する必要がある。

【総務課】

⑧ 要配慮者の防災対策の推進【再掲1-1-⑩】

地域との連携による要配慮者への支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用を図る必要がある。

【福祉事務所・高齢者支援課・建設課・健康保険課】

⑨ 来島者の防災対策の推進【再掲1-1-⑪】

災害発生時における観光客等来島者の対策推進のため、緊急避難用に視認性の高い展望所の設置等、防災対策を図る必要がある。

【経済観光課・建設課】

⑩ 総合防災訓練【再掲1-1-⑫】

関係機関による総合防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。

【総務課】

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

① 防災情報の提供と住民周知【再掲1-1-⑦】

地震・津波、風水害等による災害発生時に、住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や市ホームページ等により、住民等への適切で多様な防災情報を提供するとともに、市ハザードマップなどを活用し、避難等の災害対策について住民周知を図るなど、ソフト事業を推進する必要がある。

【総務課】

② 災害対応力の向上【再掲1-1-⑧】

消防団員の高齢化や地域の過疎化などが進んでおり、将来的に消防団の存続が危ぶまれる。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る必要がある。

また、消防団の災害時対応能力の強化のため、訓練・教育等による人材育成や資機材の充実を図る必要がある。

【総務課】

③ 自主防災組織の充実及び活動の促進【再掲1-1-⑨】

地域防災力を向上させるため、各自主防災組織の地区防災計画の策定や見直し、訓練等の実施、人材育成や資機材の充実等を図り活動を促進する必要がある。

【総務課】

④ 要配慮者の防災対策の推進【再掲1-1-⑩】

地域との連携による要配慮者への支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用を図る必要がある。

【福祉事務所・高齢者支援課・建設課・健康保険課】

⑤ 来島者の防災対策の推進【再掲1-1-⑪】

災害発生時における観光客等来島者の対策推進のため、緊急避難用に視認性の高い展望所の設置等、防災対策を図る必要がある。

【経済観光課・建設課】

⑥ 総合防災訓練【再掲1-1-⑫】

関係機関による総合防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。

【総務課】

## 1-5 風水害による死傷者の発生

① 河川改修等の治水対策の推進

過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、県により河道掘削、築堤等の整備が推進されているが、近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や排水施設（雨水）の整備推進を図る必要がある。

【建設課】

② 土砂災害対策の推進

土砂災害の発生リスクを抑えるため、市内の土砂災害危険箇所における整備率は低い状況であることを踏まえ、県等と連携して人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

【建設課】

③ 治山事業の促進

林地の崩壊など山地災害の発生を防ぐため、県等と連携し、山腹工や溪間工、流木による被害を防止・軽減するための流木捕捉式治山ダムなど治山施設の整備の検討や根系等の発達を促すための間伐など森林の整備を促進する必要がある。

【農林水産課】

④ 避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害に対する安全度の向上を図るため、当該区域における警戒避難体制の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域の周知を図る必要がある。

【総務課】

⑤ 公共施設等の風水害対策

本市は台風の常襲地帯であることから、大型台風等の被害を軽減するため公共施設等の風水害対策を行う必要がある。

【財産監理課】

⑥ 無電柱化等【再掲1-1-⑤】

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難や救助活動、物資輸送等の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する必要がある。

【建設課】

⑦ 防災情報の提供と住民周知【再掲1-1-⑦】

地震・津波、風水害等による災害発生時に、住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や市ホームページ等により、住民等への適切で多様な防災情報を提供するとともに、市ハザードマップなどを活用し、避難等の災害対策について住民周知を図るなど、ソフト事業を推進する必要がある。

【総務課】

⑧ 災害対応力の向上【再掲1-1-⑧】

消防団員の高齢化や地域の過疎化などが進んでおり、将来的に消防団の存続が危ぶまれる。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る必要がある。

また、消防団の災害時対応能力の強化のため、訓練・教育等による人材育成や資機材の充実を図る必要がある。

【総務課】

⑨ 自主防災組織の充実及び活動の促進【再掲1-1-⑨】

地域防災力を向上させるため、各自主防災組織の地区防災計画の策定や見直し、訓練等の実施、人材育成や資機材の充実等を図り活動を促進する必要がある。

【総務課】

⑩ 要配慮者の防災対策の推進【再掲1-1-⑩】

地域との連携による要配慮者への支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用を図る必要がある。

【福祉事務所・高齢者支援課・建設課・健康保険課】

⑪ 来島者の防災対策の推進【再掲1-1-⑪】

災害発生時における観光客等来島者の対策推進のため、緊急避難用に視認性の高い展望所の設置等、防災対策を図る必要がある。

【経済観光課・建設課】

⑫ 総合防災訓練【再掲1-1-⑫】

関係機関による総合防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。

【総務課】

## 目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### ① 水道施設の耐震化等の推進

安定的な水道供給を図るため、水道施設の更新、老朽施設や老朽管路の計画的な改修と維持管理を実施する必要がある。

【水道課】

#### ② 応急給水体制の整備

災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査・把握しておく必要がある。

被災時に、水の供給に支障を来すことのないよう、重要度及び優先度を考慮した応急給水体制を整備するなど被災した施設の迅速な防護・復旧を図る必要がある。

【水道課】

#### ③ 陸上からの人員・物資輸送ルートの確保

陸上からの人員輸送及び物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進する必要がある。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

【建設課】

#### ④ 海運による人的支援及び物資輸送ルートの確保

海上からの人的支援及び物資供給の長期停止を防ぐため、大規模自然災害発生時に海上輸送の機能が失われる恐れもあることから、交通と物資輸送の最大拠点である西之表港に耐震強化岸壁の整備等、市内の港湾の強靱化を推進するため、港湾施設の耐震性等の機能強化を推進し既存施設の点検の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

また、大規模災害時には災害廃棄物や他地域からの流木等漂流物による、海運機能の低下が予想されることから、事態を想定し関係機関と連携した対策を進める必要がある。

【建設課】

#### ⑤ 空輸による人的支援及び物資輸送ルートの確保

人的支援及び物資供給の長期停止を防ぐため、市ヘリポート等の耐震性等の機能強化を推進する必要がある。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

【総務課】

#### ⑥ 国道、県道、市道、農道など幹線道路等の整備促進【再掲1-3-③】

大規模災害の発生後、避難や物資の輸送のため幹線道路等が重要となる。老朽化した箇所などを改修するほか、高規格の道路整備を推進する必要がある。

【建設課・農林水産課】

#### ⑦ 計画的な備蓄の推進

大規模災害時に備えるため、多様な事態を想定し、市にて計画的に避難所資機材・物資、食料・飲料水等の備蓄に取り組む必要がある。地域住民に対しては家庭において最低3日、推奨1週間分の備蓄を

働きかける必要がある。

【総務課】

⑧ 備蓄物資の供給体制等の強化

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

【総務課】

⑨ 緊急物資の輸送体制の構築

食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備促進を図るとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

【総務課】

⑩ 医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備

災害拠点病院における医療用資機材・医薬品等の不足を防ぐため、県医薬品卸業協会など各団体と県が締結している協定を必要に応じ見直しを促すなど、円滑な供給体制の構築を推進する必要がある。

【健康保険課】

⑪ 医療用資機材・医薬品等の備蓄

大規模災害発生初動期における、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の確保を図るため、県からの委託による医療用資機材・医薬品等の備蓄に加え、災害拠点病院が独自で備蓄しておくことも必要である。

【健康保険課】

⑫ 災害ボランティアや緊急物資等の受援体制

大規模災害時には、災害ボランティアの受け入れや、全国各地から多くの救援物資が搬送されてくることが想定されるため、受援体制の構築を進める必要がある。

【総務課・福祉事務所】

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

① 孤立集落対策の推進

道路の寸断による孤立集落の発生を防ぐため、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

【建設課】

② 西之表港の耐震強化岸壁の整備

大規模自然災害が発生し、基幹的な道路交通ネットワークが一時的に遮断された場合を想定すると、西之表港を活用した救助活動や物資輸送などのために耐震強化岸壁を整備する必要がある。

【建設課】

③ 孤立集落の情報連絡体制の整備

災害時に孤立集落が発生した場合に情報連絡体制を維持するため、孤立が想定される集落に衛星携帯電話等の通信機器を整備する必要がある。

【総務課】

#### ④ 緊急物資の備蓄

孤立が予想される地区などを想定し、食料品、飲料水、生活雑貨、医薬品等の物資及び資機材の備蓄を促進する必要がある。

【総務課・地域支援課】

#### ⑤ 自主防災組織の充実及び活動の促進【再掲1-1-⑨】

地域防災力を向上させるため、各自主防災組織の地区防災計画の策定や見直し、訓練等の実施、人材育成や資機材の充実等を図り活動を促進する必要がある。

【総務課】

### 2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

#### ① 消防の体制等強化

火災、救助、救急事案が同時に多発した時に、消防力が劣勢になることを防ぐため、活動人員の確保や、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

なお、離島により応援隊の迅速な受け入れが困難なため、常時より消防力の充実・強化に努める必要がある。

【消防署】

#### ② 消防機能の維持

災害時に消防力の低下を防ぐため、震災等災害発生時にも活動継続できるよう、消防拠点施設の耐震性能等の他、津波・風水害対策も考慮し立地を検討する必要がある。

【消防署】

#### ③ 災害対応力の向上【再掲1-1-⑧】

消防団員の高齢化や地域の過疎化などが進んでおり、将来的に消防団の存続が危ぶまれる。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る必要がある。

また、消防団の災害時対応能力の強化のため、訓練・教育等による人材育成や資機材の充実を図る必要がある。

【総務課】

#### ④ 情報通信機能の耐災害性の強化

災害時に、関係機関との通信能力や指揮命令系統等を維持するため、情報通信機能の耐災害性の強化・高度化を着実に推進する必要がある。

【総務課】

#### ⑤ 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備

中核医療機関である種子島医療センターにおいて、災害派遣医療チーム（DMAT）の整備促進のため、専門的な研修の受講及び訓練への参加を推進する必要がある。

【健康保険課】

## 2-4 帰宅困難者への水・食料等の供給不足

### ① 帰宅困難者への生活物資、水・食料等の供給

帰宅困難者の受け入れに必要な、生活物資、飲料水・食料等の備蓄を促進する必要がある。

【総務課】

## 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### ① 医療従事者の確保

災害拠点病院等における医療従事者の確保を図るため、県医師会や熊本地区医師会、他の医療機関などと連携し、災害拠点病院連絡会議等を通じた関係機関等との連携強化の推進に努め、医療従事者の確保に努める必要がある。

【健康保険課】

### ② 医療救護活動の体制整備

大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため、関係団体等と連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

【健康保険課】

### ③ 災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制整備

市内医療機関等において、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する必要がある。

【健康保険課】

### ④ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用

中核医療機関である種子島医療センターにおいて、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害・救急医療情報システム（EMIS）のさらなる活用を進める必要がある。

【健康保険課】

### ⑤ 災害対応マニュアルなどの見直し

災害時の医療体制を確保するため、災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う必要がある。

【総務課】

### ⑥ 緊急ヘリコプター（防災ヘリ・自衛隊ヘリ等）及びドクターヘリの運航体制の強化

救急医療体制を充実・強化するため、災害時での緊急対応ができるよう、県が運航する緊急ヘリコプター及びドクターヘリについて、安定した運用のため、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

【総務課】

### ⑦ 電力供給遮断時の電力確保

電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用電源、非常用発電機とその燃料等を確保する必要がある。

【財産監理課・総務課】

⑧ 再生可能エネルギー等の導入促進

発電所の被災等により、長期間にわたる電気の供給停止時にも電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の導入を促進する必要がある。

【企画課・経済観光課】

⑨ 国道、県道、市道、農道など幹線道路等の整備促進【再掲1-3-③】

大規模災害の発生後、避難や物資の輸送のため幹線道路等が重要となる。老朽化した箇所などを改修するほか、高規格の道路整備を推進する必要がある。

【建設課・農林水産課】

⑩ 陸上からの人員・物資輸送ルートの確保【再掲2-1-③】

陸上からの人員輸送及び物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進する必要がある。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

【建設課】

⑪ 海運による人的支援及び物資輸送ルートの確保【再掲2-1-④】

海上からの人的支援及び物資供給の長期停止を防ぐため、大規模自然災害発生時に海上輸送の機能が失われる恐れもあることから、交通と物資輸送の最大拠点である西之表港に耐震強化岸壁の整備等、市内の港湾の強靱化を推進するため、港湾施設の耐震性等の機能強化を推進し既存施設の点検の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

また、大規模災害時には災害廃棄物や他地域からの流木等漂流物による、海運機能の低下が予想されることから、事態を想定し関係機関と連携した対策を進める必要がある。

【建設課】

⑫ 空輸による人的支援及び物資輸送ルートの確保【再掲2-1-⑤】

人的支援及び物資供給の長期停止を防ぐため、市ヘリポート等の耐震性等の機能強化を推進する必要がある。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

【総務課】

2-6 疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

① 感染症の発生・まん延防止

浸水被害等による感染症の発生予防やまん延防止のため、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を図る必要がある。

【健康保険課・市民生活課】

② 生活排水の適正な処理の推進

地域の特性に応じた排水施設を整備し、適正な処理の啓発や合併処理浄化槽推進活動に取り組み、汚水処理人口普及率向上に努める必要がある。

また、排水・下水施設の風水害対策・耐震性等についても検討する必要がある。

【建設課・市民生活課】

③ 避難所生活での感染症の流行等や静脈血栓塞栓症等の疾患への対策の推進

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化により、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

【福祉事務所】

④ 避難所運営体制の整備、避難所運営訓練等の実施

ガイドラインや近年の災害教訓等に基づき避難所運営マニュアルを見直す必要がある。また、避難所運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める必要がある。

【福祉事務所】

⑤ 福祉避難所の増加

社会福祉施設等や宿泊施設等の協力を得つつ、福祉避難所の増加を図る必要がある。

【総務課・福祉事務所・高齢者支援課】

⑥ 避難所の環境整備促進

避難所における避難者の良好な健康状態を保つと共に、感染症等を予防するため、必要な改修等を行い、設備・備品などの整備を図る必要がある。

【福祉事務所・総務課・教育委員会総務課】

⑦ 災害時保健活動及び災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）受援体制の整備

発災直後から保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する必要がある。

【健康保険課】

⑧ 計画的な備蓄の推進【再掲2-1-⑦】

大規模災害時に備えるため、多様な事態を想定し、市にて計画的に避難所資機材・物資、食料・飲料水等の備蓄に取り組む必要がある。地域住民に対しては家庭において最低3日、推奨1週間分の備蓄を働きかける必要がある。

【総務課】

⑨ 電力供給遮断時の電力確保【再掲2-5-⑦】

電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用電源、非常用発電機とその燃料等を確保する必要がある。

【財産監理課・総務課】

⑩ 再生可能エネルギー等の導入促進【再掲2-5-⑧】

発電所の被災等により、長期間にわたる電気の供給停止時にも電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の導入を促進する必要がある。

【企画課・経済観光課】

### 目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### ① 公共施設等の耐震化【再掲1-1-②】

大規模地震発生後に公共施設等が使用不能となると、避難や救助活動、被災者支援等に大きな支障がでることが予想される。このため拠点となる公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

【財産監理課】

##### ② 公共施設等の風水害対策【再掲1-5-⑤】

本市は台風の常襲地帯であることから、大型台風等の被害を軽減するため公共施設等の風水害対策を行う必要がある。

【財産監理課】

##### ③ 電力供給遮断時の電力確保【再掲2-5-⑦】

電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用電源、非常用発電機とその燃料等を確保する必要がある。

【財産監理課・総務課】

##### ④ 再生可能エネルギー等の導入促進【再掲2-5-⑧】

発電所の被災等により、長期間にわたる電気の供給停止時にも電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の導入を促進する必要がある。

【企画課】

##### ⑤ 業務継続計画（BCP）の見直し等

市における業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する取り組みを進める必要がある。

また、業務継続に必要な備蓄品等の確保又は調達等に関する取り組みを進める必要がある。

【総務課】

##### ⑥ 市の災害対応力向上

職員用初動マニュアルの見直し及び実効性向上を促進する必要がある。

【総務課】

##### ⑦ 市インターネット回線及び基幹系の機器等の冗長化\*等による業務継続性の強化

市役所インターネット回線及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ、システムのクラウド化等をさらに推進する必要がある。

【企画課】

##### ⑧ 職員用食糧及び水等の備蓄の推進

大規模災害時における一定期間の食料・飲料水等の供給停止に備えるため、計画的に職員用の食料・飲料水等の備蓄に取り組む必要がある。

【総務課】

##### ⑨ 災害ボランティアや緊急物資等の受援体制【再掲2-1-⑫】

大規模災害時には、災害ボランティアの受け入れや、全国各地から多くの救援物資が搬送されてくることが想定されるため、受援体制の構築を進める必要がある。

【総務課・福祉事務所】

⑩ 災害時相互応援協定の締結による連携強化

同時被災リスクの少ない遠方自治体や事業所等との「災害時相互応援協定」の締結により、災害時における連携強化の取り組みを推進する必要がある。

【総務課】

## 目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 電力供給停止等による情報通信の途絶・長期停止

① 情報通信機能の耐災害性の強化等

情報通信の途絶・長期停止時にも、防災情報等を市民へ情報伝達するため、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

【総務課】

② 電力供給遮断時の電力確保【再掲2-5-⑦】

電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用電源、非常用発電機とその燃料等を確保する必要がある。

【財産監理課・総務課】

③ 再生可能エネルギー等の導入促進【再掲2-5-⑧】

発電所の被災等により、長期間にわたる電気の供給停止時にも電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の導入を促進する必要がある。

【企画課・経済観光課】

④ 災害時相互応援協定の締結による連携強化【再掲3-1-⑩】

同時被災リスクの少ない遠方自治体や事業所等との「災害時相互応援協定」の締結により、災害時における連携強化の取り組みを推進する必要がある。

【総務課】

### 4-2 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

① 情報伝達手段の多様化・確実化

全国瞬時警報システム（Jアラート）や防災行政無線など、情報伝達手段の堅牢化・高度化等により、多様化・確実化をさらに進める必要がある。

【総務課】

② 道路情報提供装置等の整備

情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で発生する人的被害を防ぐため、道路情報提供装置等の新設・更新、機能の堅牢化・高度化を図る必要がある。

【建設課】

③ 市の人員確保・体制整備

情報収集・提供手段の整備の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、必要な人員確保・体制整備を行う必要がある。

【総務課】

④ 災害発生時の情報発信

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じた発信すべき情報、情報発信経路のシミュレーションをするなど訓練を行う必要がある。

【総務課】

⑤ 市民等への災害情報提供

住民への災害情報提供にあたり、市と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る必要がある。

市内に滞在している観光客等に対して正確な情報提供を迅速に行う必要がある。

【総務課・経済観光課】

## 目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

① 住宅・建築物の耐震化の推進【再掲1-1-①】

大規模地震が発生した場合、市域における住宅・建築物の倒壊により人的被害が想定される。このため、市街地等における住宅・建築物の耐震化及びブロック塀の安全対策を促進するとともに、公営住宅等整備事業などの推進により、災害に強いまちづくりを進める必要がある。

【建設課】

② 公共施設等の耐震化【再掲1-1-②】

大規模地震発生後に公共施設等が使用不能となると、避難や救助活動、被災者支援等に大きな支障がでることが予想される。このため拠点となる公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

【財産監理課】

③ 多数の者が利用する建築物の耐震化【再掲1-1-③】

不特定多数の者が利用する建築物や地域住民等が多数利用する建築物の倒壊による人的被害の発生を抑えるため、不特定多数の者が利用する建築物や地域住民が多数利用する建築物等について耐震化を促進する必要がある。

【建設課・財産監理課】

④ 交通施設、沿線、沿道建物の耐震化及び液状化現象対策【再掲1-1-④】

港湾、幹線道路等の交通施設及び沿道建築物の複合的倒壊や液状化現象により、避難、応急対応、物資輸送等への障害が発生することを防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化及び液状化現象対策を促進する必要がある。

また、公共バスの機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化したバス停留所の周辺などの施設について、状況に応じて整備・改修を行う必要がある。

【建設課・企画課】

⑤ 国道、県道、市道、農道など幹線道路等の整備促進【再掲1-3-③】

大規模災害の発生後、避難や物資の輸送のため幹線道路等が重要となる。老朽化した箇所などを改修するほか、高規格の道路整備を推進する必要がある。

【建設課・農林水産課】

⑥ 陸上からの人員・物資輸送ルートの確保【再掲2-1-③】

陸上からの人員輸送及び物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進する必要がある。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

【建設課】

⑦ 海運による人的支援及び物資輸送ルートの確保【再掲2-1-④】

海上からの人的支援及び物資供給の長期停止を防ぐため、大規模自然災害発生時に海上輸送の機能が失われる恐れもあることから、交通と物資輸送の最大拠点である西之表港に耐震強化岸壁の整備等、市内の港湾の強靱化を推進するため、港湾施設の耐震性等の機能強化を推進し既存施設の点検の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

また、大規模災害時には災害廃棄物や他地域からの流木等漂流物による、海運機能の低下が予想されることから、事態を想定し関係機関と連携した対策を進める必要がある。

【建設課】

⑧ 電力供給遮断時の電力確保【再掲2-5-⑦】

電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用電源、非常用発電機とその燃料等を確保する必要がある。

【経済観光課・総務課】

⑨ 再生可能エネルギー等の導入促進【再掲2-5-⑧】

発電所の被災等により、長期間にわたる電気の供給停止時にも電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の導入を促進する必要がある。

【経済観光課・総務課】

⑩ 企業における事業継続計画（BCP）策定等の支援情報の周知等

中小企業者における事業継続計画（BCP）の策定や、事業継続マネジメント（BCM）の構築に向けた取組への支援情報の周知・広報を行う必要がある。

【経済観光課・総務課】

⑪ 港湾の事業継続計画（港湾BCP）の推進

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、サプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、西之表港港湾BCPに基づき、これらの事態への対応を強化する必要がある。

【建設課】

5-2 重要な産業施設等の損壊、火災、爆発等

① 危険物施設の安全対策等の強化

危険物施設における、大量の危険性物質の流出を防ぐため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波、風水害対策の強化を図る必要がある。

【総務課・消防署】

② 重要な産業施設や危険物施設等の災害に備えた消防力の強化

重要な産業施設や危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため消防力を強化し、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備等を進める必要がある。

【消防署】

### 5-3 物流機能等の大幅な低下

#### ① 災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保

輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害などへの対策等を進めるとともに、輸送手段間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。

迂回路として活用できる農道等について、道路管理者間で幅員、通行可能荷重等の情報共有を進める必要がある。

【建設課・農林水産課】

#### ② 交通施設、沿線、沿道建物の耐震化及び液状化現象対策【再掲1-1-④】

港湾、幹線道路等の交通施設及び沿道建築物の複合的倒壊や液状化現象により、避難、応急対応、物資輸送等への障害が発生することを防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化及び液状化現象対策を促進する必要がある。

また、公共バスの機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化したバス停留所の周辺などの施設について、状況に応じて整備・改修を行う必要がある。

【建設課・企画課】

#### ③ 国道、県道、市道、農道など幹線道路等の整備促進【再掲1-3-③】

大規模災害の発生後、避難や物資の輸送のため幹線道路等が重要となる。老朽化した箇所などを改修するほか、高規格の道路整備を推進する必要がある。

【建設課・農林水産課】

#### ④ 陸上からの人員・物資輸送ルートの確保【再掲2-1-③】

陸上からの人員輸送及び物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進する必要がある。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

【建設課】

#### ⑤ 海運による人的支援及び物資輸送ルートの確保【再掲2-1-④】

海上からの人的支援及び物資供給の長期停止を防ぐため、大規模自然災害発生時に海上輸送の機能が失われる恐れもあることから、交通と物資輸送の最大拠点である西之表港に耐震強化岸壁の整備等、市内の港湾の強靱化を推進するため、港湾施設の耐震性等の機能強化を推進し既存施設の点検の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

また、大規模災害時には災害廃棄物や他地域からの流木等漂流物による、海運機能の低下が予想されることから、事態を想定し関係機関と連携した対策を進める必要がある。

【建設課】

#### ⑥ 港湾の事業継続計画（港湾BCP）の推進【再掲5-1-⑪】

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止

など港湾の能力が低下することで、サプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、西之表港港湾BCPに基づき、これらの事態への対応を強化する必要がある。

【建設課】

⑦ 無電柱化等【再掲1-1-⑤】

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難や救助活動、物資輸送等の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する必要がある。

【建設課】

#### 5-4 食料等の安定供給の停滞

① 計画的な備蓄の推進【再掲2-1-⑦】

大規模災害時に備えるため、多様な事態を想定し、市にて計画的に避難所資機材・物資、食料・飲料水等の備蓄に取り組む必要がある。地域住民に対しては家庭において最低3日、推奨1週間分の備蓄を働きかける必要がある。

【総務課】

② 備蓄物資の供給体制等の強化【再掲2-1-⑧】

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

【総務課】

③ 緊急物資の輸送体制の構築【再掲2-1-⑨】

食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備促進を図るとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

【総務課】

④ 漁港の機能保全

本市管理漁港における、既設の外郭施設・水域施設等漁港施設及び海岸保全施設の老朽化対策を着実に進める必要がある。

【建設課】

⑤ 畑地かんがい施設の維持管理

大規模地震が発生した場合、施設の破損等により農地に水が送れない状況が発生し、作物の生育に多大な影響を及ぼすことが想定される。このため、点検診断を実施し、補強の必要な箇所は対策を実施するとともに、代替水源や、臨時給水体制の確立を推進する必要がある。

【農林水産課】

⑥ 事業所等との連携の強化

大規模災害時の安定した食料等の物資供給体制を維持するため、事業者等との協力体制の構築を図り連携を強化する必要がある。

【総務課】

## 目標6 必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる

### 6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

#### ① 電力供給遮断時の電力確保【再掲2-5-⑦】

電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用電源、非常用発電機とその燃料等を確保する必要がある。

【財産監理課・総務課】

#### ② 再生可能エネルギー等の導入促進【再掲2-5-⑧】

発電所の被災等により、長期間にわたる電気の供給停止時にも電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の導入を促進する必要がある。

【企画課・経済観光課】

#### ③ 危険物施設の安全対策等の強化【再掲5-2-①】

危険物施設における、大量の危険性物質の流出を防ぐため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波、風水害対策の強化を図る必要がある。

【総務課・消防署】

#### ④ 危険物施設等の災害に備えた消防力の強化【再掲5-2-②】

危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため消防力を強化し、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備等を進める必要がある。

【消防署】

#### ⑤ 水道施設の耐震化等の推進【再掲2-1-①】

安定的な水道供給を図るため、水道施設の更新、老朽施設や老朽管路の計画的な改修と維持管理を実施する必要がある。

【水道課】

#### ⑥ 応急給水体制の整備【再掲2-1-②】

災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査・把握しておく必要がある。

被災時に、水の供給に支障を来すことのないよう、重要度及び優先度を考慮した応急給水体制を整備するなど被災した施設の迅速な防護・復旧を図る必要がある。

【水道課】

#### ⑦ 下水路等の老朽化対策の推進

下水路等の老朽化が進んでおり、大規模地震等が発生した場合、下水路等が被災し、長期間にわたり機能が停止するおそれがある。このため、老朽化対策等を着実に進め、施設の安全性を高める必要がある。

【建設課】

#### ⑧ 生活排水の適正な処理の推進【再掲2-6-②】

地域の特性に応じた排水施設を整備し、適正な処理の啓発や合併処理浄化槽推進活動に取り組み、汚水処理人口普及率向上に努める必要がある。

また、排水・下水施設の風水害対策・耐震性等についても検討する必要がある。

【建設課・市民生活課】

⑨ し尿処理施設の防災対策の強化

し尿処理施設の被災に伴い、し尿処理に支障を来すことのないよう、施設の耐災害性強化、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等を進める必要がある。

【市民生活課】

## 6-2 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

① 交通施設、沿線、沿道建物の耐震化及び液状化現象対策【再掲1-1-④】

港湾、幹線道路等の交通施設及び沿道建築物の複合的倒壊や液状化現象により、避難、応急対応、物資輸送等への障害が発生することを防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化及び液状化現象対策を促進する必要がある。

また、公共バスの機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化したバス停留所の周辺などの施設について、状況に応じて整備・改修を行う必要がある。

【建設課・企画課】

② 国道、県道、市道、農道など幹線道路等の整備促進【再掲1-3-③】

大規模災害の発生後、避難や物資の輸送のため幹線道路等が重要となる。老朽化した箇所などを改修するほか、高規格の道路整備を推進する必要がある。

【建設課・農林水産課】

③ 陸上からの人員・物資輸送ルートの確保【再掲2-1-③】

陸上からの人員輸送及び物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進する必要がある。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

【建設課】

④ 海運による人的支援及び物資輸送ルートの確保【再掲2-1-④】

海上からの人的支援及び物資供給の長期停止を防ぐため、大規模自然災害発生時に海上輸送の機能が失われる恐れもあることから、交通と物資輸送の最大拠点である西之表港に耐震強化岸壁の整備等、市内の港湾の強靱化を推進するため、港湾施設の耐震性等の機能強化を推進し既存施設の点検の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

また、大規模災害時には災害廃棄物や他地域からの流木等漂流物による、海運機能の低下が予想されることから、事態を想定し関係機関と連携した対策を進める必要がある。

【建設課】

⑤ 港湾の事業継続計画（港湾BCP）の推進【再掲5-1-⑩】

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、サプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、西之表港港湾BCPに基づき、これらの事態への対応を強化する必要がある。

【建設課】

⑥ 無電柱化等【再掲1-1-⑤】

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難や救助活動、物資輸送等の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する必要がある。

【建設課】

## 目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 市街地での大規模火災の発生

#### ① 防火対策の推進【再掲1-2-①】

住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

【総務課・消防署】

#### ② 消火・救助活動能力の強化【再掲1-2-②】

市街地で大規模火災が発生した場合、同時に多発する消火、救助、救急事案に対し、同時多発に対応できる消防力（設備・消防水利等）の強化を図る必要がある。

医療機関と消防との連携したマニュアルを整備し訓練を行う等、円滑な救急患者受入体制を整備する必要がある。

【消防署】

#### ③ 感震ブレーカーの普及啓発【再掲1-2-③】

感震ブレーカーの設置により、通電火災による大規模火災の発生を防ぐ必要がある。

【消防署】

#### ④ 防火意識の向上【再掲1-2-④】

大規模火災が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の火災により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、出火防止対策及び建物関係者の防火意識の向上を図る必要がある。

【総務課・消防署】

#### ⑤ 空き家の火災予防周知等【再掲1-2-⑤】

空き家の放火や延焼等を未然に防ぐため、空き家の所有者又は管理者に対し、火災予防上必要な措置を講じるよう周知等を行う必要がある。

【総務課・消防署】

#### ⑥ 都市公園事業の推進【再掲1-1-⑥】

市街地での大規模災害の発生時における避難・救援活動の場となる都市公園や緑地の確保及び整備を図る必要がある。

【建設課】

#### ⑦ 災害対応力の向上【再掲1-1-⑧】

消防団員の高齢化や地域の過疎化などが進んでおり、将来的に消防団の存続が危ぶまれる。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る必要がある。

また、消防団の災害時対応能力の強化のため、訓練・教育等による人材育成や資機材の充実を図る必要がある。【総務課】

⑧ 自主防災組織の充実及び活動の促進【再掲1-1-⑨】

地域防災力を向上させるため、各自主防災組織の地区防災計画の策定や見直し、訓練等の実施、人材育成や資機材の充実等を図り活動を促進する必要がある。

【総務課】

⑨ 要配慮者の防災対策の推進【再掲1-1-⑩】

地域との連携による要配慮者への支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用を図る必要がある。

【福祉事務所・高齢者支援課・建設課・健康保険課】

⑩ 来島者の防災対策の推進【再掲1-1-⑪】

災害発生時における観光客等来島者の対策推進のため、緊急避難用に視認性の高い展望所の設置等、防災対策を図る必要がある。

【経済観光課・建設課】

⑪ 総合防災訓練【再掲1-1-⑫】

関係機関による総合防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。

【総務課】

## 7-2 海上・臨海部の広域複合災害

① 総合防災訓練【再掲1-1-⑫】

関係機関による総合防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。

【総務課】

② 危険物施設の安全対策等の強化【再掲5-2-①】

危険物施設における、大量の危険性物質の流出を防ぐため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波、風水害対策の強化を図る必要がある。

【総務課・消防署】

③ 重要な産業施設や危険物施設等の災害に備えた消防力の強化【再掲5-2-②】

重要な産業施設や危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため消防力を強化し、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備等を進める必要がある。

【消防署】

④ 港湾の事業継続計画（港湾BCP）の推進【再掲5-1-⑪】

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、サプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、西之表港港湾BCPに基づき、これらの事態への対応を強化する必要がある。

【建設課】

### 7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

#### ① 交通施設、沿線、沿道建物の耐震化及び液状化現象対策【再掲1-1-④】

港湾、幹線道路等の交通施設及び沿道建築物の複合的倒壊や液状化現象により、避難、応急対応、物資輸送等への障害が発生することを防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化及び液状化現象対策を促進する必要がある。

また、公共バスの機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化したバス停留所の周辺などの施設について、状況に応じて整備・改修を行う必要がある。

【建設課・企画課】

### 7-4 ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### ① ダムの補強対策等の促進

ダムや農業用ため池における、堤体の決壊等に伴う下流域への洪水被害を抑えるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて、避難路等を示したハザードマップの作成を行うなど、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

【農林水産課】

#### ② 防災情報の提供と住民周知【再掲1-1-⑦】

地震・津波、風水害等による災害発生時に、住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や市ホームページ等により、住民等への適切で多様な防災情報を提供するとともに、市ハザードマップなどを活用し、避難等の災害対策について住民周知を図るなど、ソフト事業を推進する必要がある。

【総務課】

#### ③ 災害対応力の向上【再掲1-1-⑧】

消防団員の高齢化や地域の過疎化などが進んでおり、将来的に消防団の存続が危ぶまれる。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る必要がある。

また、消防団の災害時対応能力の強化のため、訓練・教育等による人材育成や資機材の充実を図る必要がある。

【総務課】

#### ④ 自主防災組織の充実及び活動の促進【再掲1-1-⑨】

地域防災力を向上させるため、各自主防災組織の地区防災計画の策定や見直し、訓練等の実施、人材育成や資機材の充実等を図り活動を促進する必要がある。

【総務課】

### 7-5 有害物質の大規模拡散・流出

#### ① 総合防災訓練【再掲1-1-⑫】

関係機関による総合防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。

【総務課】

② 危険物施設の安全対策等の強化【再掲5-2-①】

危険物施設における、大量の危険性物質の流出を防ぐため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波、風水害対策の強化を図る必要がある。

【総務課・消防署】

③ 重要な産業施設や危険物施設等の災害に備えた消防力の強化【再掲5-2-②】

重要な産業施設や危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため消防力を強化し、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備等を進める必要がある。

【消防署】

④ 有害物質の流出対策等の推進

有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、関係機関と連携して対応する必要がある。

【消防署】

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

① 農地浸食防止対策の推進

豪雨による農地の侵食や人家等への土砂流入等の被害を抑えるため、農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

【農林水産課】

② 適切な森林整備

大規模な森林被害を防ぐため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

【農林水産課】

③ 治山事業の促進【再掲1-5-③】

林地の崩壊など山地災害の発生を防ぐため、県等と連携し、山腹工や溪間工、流木による被害を防止・軽減するための流木捕捉式治山ダムなど治山施設の整備の検討や根系等の発達を促すための間伐など森林の整備を促進する必要がある。

【農林水産課】

④ 鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣による農林業被害による、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や、捕獲による個体数の調整など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

【農林水産課】

⑤ 畑地かんがい施設の維持管理【再掲5-4-⑤】

大規模地震が発生した場合、施設の破損等により農地に水が送れない状況が発生し、作物の生育に多大な影響を及ぼすことが想定される。このため、点検診断を実施し、補強の必要な箇所は対策を実施するとともに、代替水源や、臨時給水体制の確立を推進する必要がある。

【農林水産課】

## 目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 災害廃棄物処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ① 災害廃棄物処理計画の推進

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める必要がある。

【市民生活課】

#### ② スtockヤードの確保

建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物を仮置きするためのStockヤードを確保する必要がある。

【市民生活課】

#### ③ 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上

建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、県と県産業資源循環協会との協定のもと、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

【市民生活課】

### 8-2 道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ① 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成

道路啓開等の担い手不足を解消するため、担い手確保・育成を図り、就労環境の改善等を図る必要がある。

【経済観光課・建設課】

#### ② 行政機関と関係団体との災害協定の締結

行政機関と関係団体との災害協定の締結を進め、災害時の道路啓開等を迅速に行う体制を構築する必要がある。

【総務課】

### 8-3 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ① 地籍調査の推進

円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査等のさらなる推進を図る必要がある。

【財産監理課】

#### ② 液状化危険度の高い地域への住民周知等

大規模地震が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、液状化危険度分布図・液状化ハザードマップ等の周知を図る必要がある。

【総務課】

#### ③ 交通施設、沿線、沿道建物の耐震化及び液状化現象対策【再掲1-1-④】

港湾、幹線道路等の交通施設及び沿道建築物の複合的倒壊や液状化現象により、避難、応急対応、物資輸送等への障害が発生することを防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化及び液状化現象対策を促進する必要がある。

また、公共バスの機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化したバス停留所の周辺などの施設について、状況に応じて整備・改修を行う必要がある。

【建設課・企画課】

#### 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

##### ① コミュニティ力強化の支援

災害時の市民の対応力を向上するため、自治会や小学校区単位の活動支援のほか、支え合いマップ作成、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりを実施し、コミュニティ力を強化するための支援の充実を図る必要がある。

【地域支援課・総務課・福祉事務所】

##### ② 災害対応力の向上【再掲1-1-⑧】

消防団員の高齢化や地域の過疎化などが進んでおり、将来的に消防団の存続が危ぶまれる。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る必要がある。

また、消防団の災害時対応能力の強化のため、訓練・教育等による人材育成や資機材の充実を図る必要がある。

【総務課】

##### ③ 自主防災組織の充実及び活動の促進【再掲1-1-⑨】

地域防災力を向上させるため、各自主防災組織の地区防災計画の策定や見直し、訓練等の実施、人材育成や資機材の充実等を図り活動を促進する必要がある。

【総務課】

##### ④ 文化財対策

日常的に文化財の適切な維持管理に努め、必要に応じて耐震化や防災設備の整備等を進める必要がある。

また、地域コミュニティにおける文化財保護意識の低下とならないよう啓発活動や調査、記録保存を継続していく必要がある。

【社会教育課・企画課】

##### ⑤ 防災教育の推進

通学路の危険箇所の注意喚起による事故等の防止や、平時からの避難行動等に関する意識啓発など防災教育の取組を推進する必要がある。

【総務課・学校教育課】

#### 8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

##### ① 用地の確保

早期復旧のため、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地の確保を図る必要がある。

また、早期に事業を復旧させるため、あらかじめ事業用地の確保を図る必要がある。

【総務課・経済観光課・建設課・財産監理課】

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

① 災害発生時の情報発信

災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前シミュレーションを行う必要がある。

【総務課・経済観光課】

② 企業への金融等支援

災害発生にともなう信用不安、生産力の回復遅れ、雇用維持等に対応するため、セーフティネットを活用するなど企業への金融支援を行い、補助事業等の運営支援を行う必要がある。

【経済観光課】

## 4 評価のポイント

評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

### (1) 重点化を図りつつ、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

防災・減災など地域強靱化に関する施策については、各課等の計画に沿って取組を進めている。しかし、これまでの想定を超える災害が発生していること、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、地域強靱化に関する施策をその基本目標（人命を守る、被害を最小限にする、重要施設が致命傷を負わない、早期に復旧復興を行う）に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図るとともに、横断的な施策の連携を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

### (2) 代替性・冗長性の確保と業務継続計画の実効性担保が必要

大規模な自然災害に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に行政、産業、交通、物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ体制の整備等により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

### (3) 国・県・民間等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、市だけでなく、国、県、民間事業者、市民など多岐にわたる。市以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成など組織体制の強化及び適切な支援が必要不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

### (4) より良い復興を意識した備えが必要

災害時の迅速な復旧復興は重要であるが、単に元に戻すことのみを目指すのではなく、復旧復興の機会に、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来のあり方を見据え、また、地域独自の文化や生活様式等の伝承の視点も加えて、より強靱なまちづくり・地域づくりを实践できるよう、地域の将来を担う世代も参画したビジョン形成等の準備を平時から進めておく必要がある。

## 第5章 本計画の推進方針

### 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進計画

#### 目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
① 住宅・建築物の耐震化の推進 大規模地震が発生した場合、市域における住宅・建築物の倒壊により人的被害が想定される。このため、市街地等における住宅・建築物の耐震化及びブロック塀の安全対策を促進するとともに、公営住宅等整備事業などの推進により、災害に強いまちづくりを進める。 <p style="text-align: right;">【建設課】</p>
② 公共施設等の耐震化 大規模地震発生後に公共施設等が使用不能となると、避難や救助活動、被災者支援等に大きな支障がでることが予想される。このため拠点となる公共施設等の耐震化を推進する。 <p style="text-align: right;">【財産監理課】</p>
③ 多数の者が利用する建築物の耐震化 不特定多数の者が利用する建築物や地域住民等が多数利用する建築物の倒壊による人的被害の発生を抑えるため、不特定多数の者が利用する建築物や地域住民が多数利用する建築物等について耐震化を促進する。 <p style="text-align: right;">【建設課・財産監理課】</p>
④ 交通施設、沿線、沿道建物の耐震化及び液状化現象対策 港湾、幹線道路等の交通施設及び沿道建築物の複合的倒壊や液状化現象により、避難、応急対応、物資輸送等への障害が発生することを防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化及び液状化現象対策を促進する。 また、公共バスの機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化したバス停留所の周辺などの施設について、状況に応じて整備・改修を行う。 <p style="text-align: right;">【建設課・企画課】</p>
⑤ 無電柱化等 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難や救助活動、物資輸送等の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。 <p style="text-align: right;">【建設課】</p>
⑥ 都市公園事業の推進 市街地での大規模災害の発生時における避難・救援活動の場となる都市公園や緑地の確保及び整備を図る。 <p style="text-align: right;">【建設課】</p>

⑦ 防災情報の提供と住民周知

地震・津波、風水害等による災害発生時に、住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や市ホームページ等により、住民等への適切で多様な防災情報を提供するとともに、市ハザードマップなどを活用し、避難等の災害対策について住民周知を図るなど、ソフト事業を推進する。

【総務課】

⑧ 災害対応力の向上

消防団員の高齢化や地域の過疎化などが進んでおり、将来的に消防団の存続が危ぶまれる。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る。

また、消防団の災害時対応能力の強化のため、訓練・教育等による人材育成や資機材の充実を図る。

【総務課】

⑨ 自主防災組織の充実及び活動の促進

地域防災力を向上させるため、各自主防災組織の地区防災計画の策定や見直し、訓練等の実施、人材育成や資機材の充実等を図り活動を促進する。

【総務課】

⑩ 要配慮者の防災対策の推進

地域との連携による要配慮者への支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用を図る。

【福祉事務所・高齢者支援課・建設課・健康保険課】

⑪ 来島者の防災対策の推進

災害発生時における観光客等来島者の対策推進のため、緊急避難用に視認性の高い展望所の設置等、防災対策を図る。

【経済観光課・建設課】

⑫ 総合防災訓練

関係機関による総合防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。

【総務課】

⑬ 空き家対策の推進

空き家等の所有者や管理者に対し、適正管理や老朽化防止の必要性を周知すると共に、空き家等の発生抑制や利活用を促進する。

【建設課・地域支援課】

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生

① 防火対策の推進

住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。

【総務課・消防署】

② 消火・救助活動能力の強化

市街地で大規模火災が発生した場合、同時に多発する消火、救助、救急事案に対し、同時多発に対応できる消防力（設備・消防水利等）の強化を図る。

医療機関と消防との連携したマニュアルを整備し訓練を行う等、円滑な救急患者受入体制を整備する。

【消防署】

③ 感震ブレーカーの普及啓発

感震ブレーカーの設置により、通電火災による大規模火災の発生を防ぐ。

【消防署】

④ 防火意識の向上

大規模火災が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の火災により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、出火防止対策及び建物関係者の防火意識の向上を図る。

【総務課・消防署】

⑤ 空き家の火災予防周知等

空き家の放火や延焼等を未然に防ぐため、空き家の所有者又は管理者に対し、火災予防上必要な措置を講じるよう周知等を行う。

【総務課・消防署】

⑥ 都市公園事業の推進【再掲1-1-⑥】

市街地での大規模災害の発生時における避難・救援活動の場となる都市公園や緑地の確保及び整備を図る。

【建設課】

⑦ 災害対応力の向上【再掲1-1-⑧】

消防団員の高齢化や地域の過疎化などが進んでおり、将来的に消防団の存続が危ぶまれる。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る。

また、消防団の災害時対応能力の強化のため、訓練・教育等による人材育成や資機材の充実を図る。

【総務課】

⑧ 自主防災組織の充実及び活動の促進【再掲1-1-⑨】

地域防災力を向上させるため、各自主防災組織の地区防災計画の策定や見直し、訓練等の実施、人材育成や資機材の充実等を図り活動を促進する。

【総務課】

⑨ 要配慮者の防災対策の推進【再掲1-1-⑩】

地域との連携による要配慮者への支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用を図る。

【福祉事務所・高齢者支援課・建設課・健康保険課】

⑩ 来島者の防災対策の推進【再掲1-1-⑪】

災害発生時における観光客等来島者の対策推進のため、緊急避難用に視認性の高い展望所の設置等、防災対策を図る。

【経済観光課・建設課】

⑪ 総合防災訓練【再掲1-1-⑫】

関係機関による総合防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。

【総務課】

1-3 広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生

① 避難場所等の確保、避難所の耐震化等

大規模津波等の発生時に、避難行動に遅れが生じることによる死傷者の発生を抑えるため、津波防災地域づくり、避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進する。関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める。

【総務課】

② 海岸堤防や港湾・漁港等の老朽化等対策の推進

海岸堤防や港湾・漁港等の機能の低下や倒壊等による、浸水被害等の発生を抑えるため、施設の老朽化対策等を推進する。

【建設課】

③ 国道、県道、市道、農道など幹線道路等の整備促進

大規模災害の発生後、避難や物資の輸送のため幹線道路等が重要となる。老朽化した箇所などを改修するほか、高規格の道路整備を推進する。

【建設課・農林水産課】

④ 無電柱化等【再掲1-1-⑤】

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難や救助活動、物資輸送等の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

【建設課】

⑤ 防災情報の提供と住民周知【再掲1-1-⑦】

地震・津波、風水害等による災害発生時に、住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や市ホームページ等により、住民等への適切で多様な防災情報を提供するとともに、市ハザードマップなどを活用し、避難等の災害対策について住民周知を図るなど、ソフト事業を推進する。

【総務課】

⑥ 災害対応力の向上【再掲1-1-⑧】

消防団員の高齢化や地域の過疎化などが進んでおり、将来的に消防団の存続が危ぶまれる。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る。

また、消防団の災害時対応能力の強化のため、訓練・教育等による人材育成や資機材の充実を図る。

【総務課】

⑦ 自主防災組織の充実及び活動の促進【再掲1-1-⑨】

地域防災力を向上させるため、各自主防災組織の地区防災計画の策定や見直し、訓練等の実施、人材育成や資機材の充実等を図り活動を促進する。

【総務課】

⑧ 要配慮者の防災対策の推進【再掲1-1-⑩】

地域との連携による要配慮者への支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用を図る。

【福祉事務所・高齢者支援課・建設課・健康保険課】

⑨ 来島者の防災対策の推進【再掲1-1-⑪】

災害発生時における観光客等来島者の対策推進のため、緊急避難用に視認性の高い展望所の設置等、防災対策を図る。

【経済観光課・建設課】

⑩ 総合防災訓練【再掲1-1-⑫】

関係機関による総合防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。

【総務課】

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

① 防災情報の提供と住民周知【再掲1-1-⑦】

地震・津波、風水害等による災害発生時に、住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や市ホームページ等により、住民等への適切で多様な防災情報を提供するとともに、市ハザードマップなどを活用し、避難等の災害対策について住民周知を図るなど、ソフト事業を推進する。

【総務課】

② 災害対応力の向上【再掲1-1-⑧】

消防団員の高齢化や地域の過疎化などが進んでおり、将来的に消防団の存続が危ぶまれる。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る。

また、消防団の災害時対応能力の強化のため、訓練・教育等による人材育成や資機材の充実を図る。

【総務課】

③ 自主防災組織の充実及び活動の促進【再掲1-1-⑨】

地域防災力を向上させるため、各自主防災組織の地区防災計画の策定や見直し、訓練等の実施、人材育成や資機材の充実等を図り活動を促進する。

【総務課】

④ 要配慮者の防災対策の推進【再掲1-1-⑩】

地域との連携による要配慮者への支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用を図る。

【福祉事務所・高齢者支援課・建設課・健康保険課】

⑤ 来島者の防災対策の推進【再掲1-1-⑪】

災害発生時における観光客等来島者の対策推進のため、緊急避難用に視認性の高い展望所の設置等、防災対策を図る。

【経済観光課・建設課】

⑥ 総合防災訓練【再掲1-1-⑫】

関係機関による総合防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。

【総務課】

1-5 風水害による死傷者の発生

① 河川改修等の治水対策の推進

過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、県により河道掘削、築堤等の整備が推進されているが、近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や排水施設（雨水）の整備推進を図る。

【建設課】

② 土砂災害対策の推進

土砂災害の発生リスクを抑えるため、市内の土砂災害危険箇所における整備率は低い状況であることを踏まえ、県等と連携して人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

【建設課】

③ 治山事業の促進

林地の崩壊など山地災害の発生を防ぐため、県等と連携し、山腹工や溪間工、流木による被害を防止・軽減するための流木捕捉式治山ダムなど治山施設の整備の検討や根系等の発達を促すための間伐など森林の整備を促進する。

【農林水産課】

④ 避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害に対する安全度の向上を図るため、当該区域における警戒避難体制の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域の周知を図る。

【総務課】

⑤ 公共施設等の風水害対策

本市は台風の常襲地帯であることから、大型台風等の被害を軽減するため公共施設等の風水害対策を行う。

【財産監理課】

⑥ 無電柱化等【再掲1-1-⑤】

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難や救助活動、物資輸送等の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

【建設課】

⑦ 防災情報の提供と住民周知【再掲1-1-⑦】

地震・津波、風水害等による災害発生時に、住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や市ホームページ等により、住民等への適切で多様な防災情報を提供するとともに、市ハザードマップなどを活用し、避難等の災害対策について住民周知を図るなど、ソフト事業を推進する。

【総務課】

⑧ 災害対応力の向上【再掲1-1-⑧】

消防団員の高齢化や地域の過疎化などが進んでおり、将来的に消防団の存続が危ぶまれる。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る。

また、消防団の災害時対応能力の強化のため、訓練・教育等による人材育成や資機材の充実を図る。

【総務課】

⑨ 自主防災組織の充実及び活動の促進【再掲1-1-⑨】

地域防災力を向上させるため、各自主防災組織の地区防災計画の策定や見直し、訓練等の実施、人材育成や資機材の充実等を図り活動を促進する。

【総務課】

⑩ 要配慮者の防災対策の推進【再掲1-1-⑩】

地域との連携による要配慮者への支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用を図る。

【福祉事務所・高齢者支援課・建設課・健康保険課】

⑪ 来島者の防災対策の推進【再掲1-1-⑪】

災害発生時における観光客等来島者の対策推進のため、緊急避難用に視認性の高い展望所の設置等、防災対策を図る。

【経済観光課・建設課】

⑫ 総合防災訓練【再掲1-1-⑫】

関係機関による総合防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。

【総務課】

## 目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① 水道施設の耐震化等の推進

安定的な水道供給を図るため、水道施設の更新、老朽施設や老朽管路の計画的な改修と維持管理を実施する。

【水道課】

② 応急給水体制の整備

災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査し、把握しておく。被災時に、水の供給に支障を来すことのないよう、重要度及び優先度を考慮した応急給水体制を整備し、早急に給水手段を確保し給水するとともに、被災した施設の迅速な防護・復旧を図る。

【水道課】

③ 陸上からの人員・物資輸送ルートの確保

陸上からの人員輸送及び物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進す

る。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

【建設課】

④ 海運による人的支援及び物資輸送ルート確保

海上からの人的支援及び物資供給の長期停止を防ぐため、大規模自然災害発生時に海上輸送の機能が失われる恐れもあることから、交通と物資輸送の最大拠点である西之表港に耐震強化岸壁の整備等、市内の港湾の強靱化を推進するため、港湾施設の耐震性等の機能強化を推進し既存施設の点検の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

また、大規模災害時には災害廃棄物や他地域からの流木等漂流物による、海運機能の低下が予想されることから、事態を想定し関係機関と連携した対策を進める。

【建設課】

⑤ 空輸による人的支援及び物資輸送ルート確保

人的支援及び物資供給の長期停止を防ぐため、市ヘリポート等の耐震性等の機能強化を推進する。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

【総務課】

⑥ 国道、県道、市道、農道など幹線道路等の整備促進【再掲1-3-③】

大規模災害の発生後、避難や物資の輸送のため幹線道路等が重要となる。老朽化した箇所などを改修するほか、高規格の道路整備を推進する。

【建設課・農林水産課】

⑦ 計画的な備蓄の推進

大規模災害時に備えるため、多様な事態を想定し、市にて計画的に避難所資機材・物資、食料・飲料水等の備蓄に取り組む。地域住民に対しては家庭において最低3日、推奨1週間分の備蓄を働きかける。

【総務課】

⑧ 備蓄物資の供給体制等の強化

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

【総務課】

⑨ 緊急物資の輸送体制の構築

食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備促進を図るとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

【総務課】

⑩ 医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備

災害拠点病院における医療用資機材・医薬品等の不足を防ぐため、県医薬品卸業協会など各団体と県が締結している協定を必要に応じ見直しを促すなど、円滑な供給体制の構築を推進する。

【健康保険課】

⑪ 医療用資機材・医薬品等の備蓄

大規模災害発生初動期における、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の確保を図るため、県からの委託による医療用資機材・医薬品等の備蓄に加え、災害拠点病院が独自で備蓄しておくことも必要である。

【健康保険課】

⑫ 災害ボランティアや緊急物資等の受援体制

大規模災害時には、災害ボランティアの受け入れや、全国各地から多くの救援物資が搬送されてくることが想定されるため、受援体制の構築を進める。

【総務課・福祉事務所】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

① 孤立集落対策の推進

道路の寸断による孤立集落の発生を防ぐため、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。

【建設課】

② 西之表港の耐震強化岸壁の整備

大規模自然災害が発生し、基幹的な道路交通ネットワークが一時的に遮断された場合を想定すると、西之表港を活用した救助活動や物資輸送などのために耐震強化岸壁を整備する。

【建設課】

③ 孤立集落の情報連絡体制の整備

災害時に孤立集落が発生した場合に情報連絡体制を維持するため、孤立が想定される集落に衛星携帯電話等の通信機器を整備する。

【総務課】

④ 緊急物資の備蓄

孤立が予想される地区などを想定し、食料品、飲料水、生活雑貨、医薬品等の物資及び資機材の備蓄を促進する。

【総務課・地域支援課】

⑤ 自主防災組織の充実及び活動の促進【再掲1-1-⑨】

地域防災力を向上させるため、各自主防災組織の地区防災計画の策定や見直し、訓練等の実施、人材育成や資機材の充実等を図り活動を促進する。

【総務課】

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

① 消防の体制等強化

火災、救助、救急事案が同時に多発した時に、消防力が劣勢になることを防ぐため、活動人員の確保や、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。  
なお、離島により応援隊の迅速な受け入れが困難なため、常時より消防力の充実・強化に努める。

【消防署】

② 消防機能の維持

災害時に消防力の低下を防ぐため、震災等災害発生時にも活動継続できるよう、消防拠点施設の耐震性能等の他、津波・風水害対策も考慮し立地を検討する。

【消防署】

③ 災害対応力の向上【再掲1-1-⑧】

消防団員の高齢化や地域の過疎化などが進んでおり、将来的に消防団の存続が危ぶまれる。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る。

また、消防団の災害時対応能力の強化のため、訓練・教育等による人材育成や資機材の充実を図る。

【総務課】

④ 情報通信機能の耐災害性の強化

災害時に、関係機関との通信能力や指揮命令系統等を維持するため、情報通信機能の耐災害性の強化・高度化を着実に推進する。

【総務課】

⑤ 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備

中核医療機関である種子島医療センターにおいて、災害派遣医療チーム（DMAT）の整備促進のため、専門的な研修の受講及び訓練への参加を推進する。

【健康保険課】

2-4 帰宅困難者への水・食料等の供給不足

① 帰宅困難者への生活物資、水・食料等の供給

帰宅困難者の受け入れに必要な、生活物資、飲料水・食料等の備蓄を促進する。

【総務課】

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

① 医療従事者の確保

災害拠点病院等における医療従事者の確保を図るため、県医師会や熊毛地区医師会、他の医療機関などと連携し、災害拠点病院連絡会議等を通じた関係機関等との連携強化の推進に努め、医療従事者の確保に努める。

【健康保険課】

② 医療救護活動の体制整備

大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため、関係団体等と連携し、医療救護活動等の体制整備に努める。

【健康保険課】

③ 災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制整備

市内医療機関等において、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する。

【健康保険課】

④ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用

中核医療機関である種子島医療センターにおいて、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害・救急医療情報システム（EMIS）のさらなる活用を進める。

【健康保険課】

⑤ 災害対応マニュアルなどの見直し

災害時の医療体制を確保するため、災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う。

【総務課】

⑥ 緊急ヘリコプター（防災ヘリ・自衛隊ヘリ等）及びドクターヘリの運航体制の強化

救急医療体制を充実・強化するため、災害時での緊急対応ができるよう、県が運航する緊急ヘリコプター及びドクターヘリについて、安定した運用のため、県及び関係機関との連携を強化する。

【総務課】

⑦ 電力供給遮断時の電力確保

電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用電源、非常用発電機とその燃料等を確保する。

【財産監理課・総務課】

⑧ 再生可能エネルギー等の導入促進

発電所の被災等により、長期間にわたる電気の供給停止時にも電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の導入を促進する。

【企画課・経済観光課】

⑨ 国道、県道、市道、農道など幹線道路等の整備促進【再掲1-3-③】

大規模災害の発生後、避難や物資の輸送のため幹線道路等が重要となる。老朽化した箇所などを改修するほか、高規格の道路整備を推進する。

【建設課・農林水産課】

⑩ 陸上からの人員・物資輸送ルートの確保【再掲2-1-③】

陸上からの人員輸送及び物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進する。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

【建設課】

⑪ 海運による人的支援及び物資輸送ルートの確保【再掲2-1-④】

海上からの人的支援及び物資供給の長期停止を防ぐため、大規模自然災害発生時に海上輸送の機能が失われる恐れもあることから、交通と物資輸送の最大拠点である西之表港に耐震強化岸壁の整備等、市内の港湾の強靱化を推進するため、港湾施設の耐震性等の機能強化を推進し既存施設の点検の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

また、大規模災害時には災害廃棄物や他地域からの流木等漂流物による、海運機能の低下が予想されることから、事態を想定し関係機関と連携した対策を進める。

【建設課】

⑫ 空輸による人的支援及び物資輸送ルートの確保【再掲2-1-⑤】

人的支援及び物資供給の長期停止を防ぐため、市ヘリポート等の耐震性等の機能強化を推進する。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

【総務課】

## 2-6 疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

### ① 感染症の発生・まん延防止

浸水被害等による感染症の発生予防やまん延防止のため、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を図る。

【健康保険課・市民生活課】

### ② 生活排水の適正な処理の推進

地域の特性に応じた排水施設を整備し、適正な処理の啓発や合併処理浄化槽推進活動に取り組み、汚水処理人口普及率向上に努める。

また、排水・下水施設の風水害対策・耐震性等についても検討する。

【建設課・市民生活課】

### ③ 避難所生活での感染症の流行等や静脈血栓塞栓症等の疾患への対策の推進

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化により、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

【福祉事務所】

### ④ 避難所運営体制の整備、避難所運営訓練等の実施

ガイドラインや近年の災害教訓等に基づき避難所運営マニュアルを見直す。また、避難所運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

【福祉事務所】

### ⑤ 福祉避難所の増加

社会福祉施設等や宿泊施設等の協力を得つつ、福祉避難所の増加を図る。

【総務課・福祉事務所・高齢者支援課】

### ⑥ 避難所の環境整備促進

避難所における避難者の良好な健康状態を保つと共に、感染症等を予防するため、必要な改修等を行い、設備・備品などの整備を図る。

【福祉事務所・総務課・教育委員会総務課】

### ⑦ 災害時保健活動及び災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）受援体制の整備

発災直後から保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する。

【健康保険課】

### ⑧ 計画的な備蓄の推進【再掲2-1-⑦】

大規模災害時に備えるため、多様な事態を想定し、市にて計画的に避難所資機材・物資、食料・飲料水等の備蓄に取り組む必要がある。地域住民に対しては家庭において最低3日、推奨1週間分の備蓄を働きかける。

【総務課】

### ⑨ 電力供給遮断時の電力確保【再掲2-5-⑦】

電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用電源、非常用発電機とその燃料等を確保する。

【財産監理課・総務課】

⑩ 再生可能エネルギー等の導入促進【再掲2-5-⑧】

発電所の被災等により、長期間にわたる電気の供給停止時にも電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の導入を促進する。

【企画課・経済観光課】

### 目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 公共施設等の耐震化【再掲1-1-②】

大規模地震発生後に公共施設等が使用不能となると、避難や救助活動、被災者支援等に大きな支障がでることが予想される。このため拠点となる公共施設等の耐震化を推進する。

【財産監理課】

② 公共施設等の風水害対策【再掲1-5-⑤】

本市は台風の常襲地帯であることから、大型台風等の被害を軽減するため公共施設等の風水害対策を行う。

【財産監理課】

③ 電力供給遮断時の電力確保【再掲2-5-⑦】

電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用電源、非常用発電機とその燃料等を確保する。

【財産監理課・総務課】

④ 再生可能エネルギー等の導入促進【再掲2-5-⑧】

発電所の被災等により、長期間にわたる電気の供給停止時にも電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の導入を促進する。

【企画課】

⑤ 業務継続計画（BCP）の見直し等

市における業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する取組みを進める。

また、業務継続に必要な備蓄品等の確保又は調達等に関する取組みを進める。

【総務課】

⑥ 市の災害対応力向上

職員用初動マニュアルの見直し及び実効性向上を促進する。

【総務課】

⑦ 市インターネット回線及び基幹系の機器等の冗長化等による業務継続性の強化

市役所インターネット回線及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ、システムのクラウド化等をさらに推進する。

【企画課】

⑧ 職員用食糧及び水等の備蓄の推進

大規模災害時における一定期間の食料・飲料水等の供給停止に備えるため、計画的に職員用の食料・飲料

水等の備蓄に取り組む。

【総務課】

⑨ 災害ボランティアや緊急物資等の受援体制【再掲2-1-⑫】

大規模災害時には、災害ボランティアの受け入れや、全国各地から多くの救援物資が搬送されてくること  
が想定されるため、受援体制の構築を進める。

【総務課・福祉事務所】

⑩ 災害時相互応援協定の締結による連携強化

同時被災リスクの少ない遠方自治体や事業所等との「災害時相互応援協定」の締結により、災害時にお  
ける連携強化の取り組みを推進する。

【総務課】

## 目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 電力供給停止等による情報通信の途絶・長期停止

① 情報通信機能の耐災害性の強化等

情報通信の途絶・長期停止時にも、防災情報等を市民へ情報伝達するため、情報通信機能の複線化など、  
情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。

【総務課】

② 電力供給遮断時の電力確保【再掲2-5-⑦】

電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用電源、非常用発電機とその燃料等を確保する。

【財産監理課・総務課】

③ 再生可能エネルギー等の導入促進【再掲2-5-⑧】

発電所の被災等により、長期間にわたる電気の供給停止時にも電気を確保するため、太陽光発電システム  
や蓄電池等の導入を促進する。

【企画課・経済観光課】

④ 災害時相互応援協定の締結による連携強化【再掲3-1-⑩】

同時被災リスクの少ない遠方自治体や事業所等との「災害時相互応援協定」の締結により、災害時にお  
ける連携強化の取り組みを推進する。

【総務課】

### 4-2 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

① 情報伝達手段の多様化・確実化

全国瞬時警報システム（Jアラート）や防災行政無線など、情報伝達手段の堅牢化・高度化等により、多  
様化・確実化をさらに進める。

【総務課】

② 道路情報提供装置等の整備

情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で発生する人的被害を防ぐため、道路情報提供装置等の新設・更  
新、機能の堅牢化・高度化を図る。

【建設課】

③ 市の人員確保・体制整備

情報収集・提供手段の整備の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、必要な人員確保・体制整備を行う。

【総務課】

④ 災害発生時の情報発信

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じた発信すべき情報、情報発信経路のシミュレーションをするなど訓練を行う。

【総務課】

⑤ 市民等への災害情報提供

住民への災害情報提供にあたり、市と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る。市内に滞在している観光客等に対して正確な情報提供を迅速に行う。

【総務課・経済観光課】

## 目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

① 住宅・建築物の耐震化の推進【再掲 1-1-①】

大規模地震が発生した場合、市域における住宅・建築物の倒壊により人的被害が想定される。このため、市街地等における住宅・建築物の耐震化及びブロック塀の安全対策を促進するとともに、公営住宅等整備事業などの推進により、災害に強いまちづくりを進める。

【建設課】

② 公共施設等の耐震化【再掲 1-1-②】

大規模地震発生後に公共施設等が使用不能となると、避難や救助活動、被災者支援等に大きな支障がでることが予想される。このため拠点となる公共施設等の耐震化を推進する。

【財産監理課】

③ 多数の者が利用する建築物の耐震化【再掲1-1-③】

不特定多数の者が利用する建築物や地域住民等が多数利用する建築物の倒壊による人的被害の発生を抑えるため、不特定多数の者が利用する建築物や地域住民が多数利用する建築物等について耐震化を促進する。

【建設課・財産監理課】

④ 交通施設、沿線、沿道建物の耐震化及び液状化現象対策【再掲1-1-④】

港湾、幹線道路等の交通施設及び沿道建築物の複合的倒壊や液状化現象により、避難、応急対応、物資輸送等への障害が発生することを防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化及び液状化現象対策を促進する。

また、公共バスの機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化したバス停留所の周辺などの施設について、状況に応じて整備・改修を行う。

【建設課・企画課】

⑤ 国道、県道、市道、農道など幹線道路等の整備促進【再掲1-3-③】

大規模災害の発生後、避難や物資の輸送のため幹線道路等が重要となる。老朽化した箇所などを改修するほか、高規格の道路整備を推進する。

【建設課・農林水産課】

⑥ 陸上からの人員・物資輸送ルートの確保【再掲2-1-③】

陸上からの人員輸送及び物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進する。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

【建設課】

⑦ 海運による人的支援及び物資輸送ルートの確保【再掲2-1-④】

海上からの人的支援及び物資供給の長期停止を防ぐため、大規模自然災害発生時に海上輸送の機能が失われる恐れもあることから、交通と物資輸送の最大拠点である西之表港に耐震強化岸壁の整備等、市内の港湾の強靱化を推進するため、港湾施設の耐震性等の機能強化を推進し既存施設の点検の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

また、大規模災害時には災害廃棄物や他地域からの流木等漂流物による、海運機能の低下が予想されることから、事態を想定し関係機関と連携した対策を進める。

【建設課】

⑧ 電力供給遮断時の電力確保【再掲2-5-⑦】

電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用電源、非常用発電機とその燃料等を確保する。

【経済観光課・総務課】

⑨ 再生可能エネルギー等の導入促進【再掲2-5-⑧】

発電所の被災等により、長期間にわたる電気の供給停止時にも電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の導入を促進する。

【経済観光課・総務課】

⑩ 企業における事業継続計画（BCP）策定等の支援情報の周知等

中小企業者における事業継続計画（BCP）の策定や、事業継続マネジメント（BCM）の構築に向けた取組への支援情報の周知・広報を行う。

【経済観光課・総務課】

⑪ 港湾の事業継続計画（港湾BCP）の推進

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、サプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、西之表港港湾BCPに基づき、これらの事態への対応を強化する。

【建設課】

5-2 重要な産業施設等の損壊、火災、爆発等

① 危険物施設の安全対策等の強化

危険物施設における、大量の危険性物質の流出を防ぐため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波、風水害対策の強化を図る。

【総務課・消防署】

② 重要な産業施設や危険物施設等の災害に備えた消防力の強化

重要な産業施設や危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため消防力を強化し、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備等を進める。

【消防署】

5-3 物流機能等の大幅な低下

① 災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保

輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害などへの対策等を進めるとともに、輸送手段間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。

迂回路として活用できる農道等について、道路管理者間で幅員、通行可能荷重等の情報共有を進める。

【建設課・農林水産課】

② 交通施設、沿線、沿道建物の耐震化及び液状化現象対策【再掲1-1-④】

港湾、幹線道路等の交通施設及び沿道建築物の複合的倒壊や液状化現象により、避難、応急対応、物資輸送等への障害が発生することを防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化及び液状化現象対策を促進する。

また、公共バスの機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化したバス停留所の周辺などの施設について、状況に応じて整備・改修を行う。

【建設課・企画課】

③ 国道、県道、市道、農道など幹線道路等の整備促進【再掲1-3-③】

大規模災害の発生後、避難や物資の輸送のため幹線道路等が重要となる。老朽化した箇所などを改修するほか、高規格の道路整備を推進する。

【建設課・農林水産課】

④ 陸上からの人員・物資輸送ルートの確保【再掲2-1-③】

陸上からの人員輸送及び物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進する。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

【建設課】

⑤ 海運による人的支援及び物資輸送ルートの確保【再掲2-1-④】

海上からの人的支援及び物資供給の長期停止を防ぐため、大規模自然災害発生時に海上輸送の機能が失われる恐れもあることから、交通と物資輸送の最大拠点である西之表港に耐震強化岸壁の整備等、市内の港湾の強靱化を推進するため、港湾施設の耐震性等の機能強化を推進し既存施設の点検の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

また、大規模災害時には災害廃棄物や他地域からの流木等漂流物による、海運機能の低下が予想されることから、事態を想定し関係機関と連携した対策を進める。

【建設課】

⑥ 港湾の事業継続計画（港湾BCP）の推進【再掲5-1-⑪】

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、サプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、西之表港港湾BCPに基づき、これらの事態への対応を強化する。

【建設課】

⑦ 無電柱化等【再掲1-1-⑤】

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難や救助活動、物資輸送等の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

【建設課】

5-4 食料等の安定供給の停滞

① 計画的な備蓄の推進【再掲2-1-⑦】

大規模災害時に備えるため、多様な事態を想定し、市にて計画的に避難所資機材・物資、食料・飲料水等の備蓄に取り組む。地域住民に対しては家庭において最低3日、推奨1週間分の備蓄を働きかける。

【総務課】

② 備蓄物資の供給体制等の強化【再掲2-1-⑧】

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

【総務課】

③ 緊急物資の輸送体制の構築【再掲2-1-⑨】

食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備促進を図るとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

【総務課】

④ 漁港の機能保全

本市管理漁港における、既設の外郭施設・水域施設等漁港施設及び海岸保全施設の老朽化対策を着実に進める。

【建設課】

⑤ 畑地かんがい施設の維持管理

大規模地震が発生した場合、施設の破損等により農地に水が送れない状況が発生し、作物の生育に多大な影響を及ぼすことが想定される。このため、点検診断を実施し、補強の必要な箇所は対策を実施するとともに、代替水源や、臨時給水体制の確立を推進する。

【農林水産課】

⑥ 事業所等との連携の強化

大規模災害時の安定した食料等の物資供給体制を維持するため、事業者等との協力体制の構築を図り連携を強化する。

【総務課】

## 目標6 必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止	
① 電力供給遮断時の電力確保【再掲2-5-⑦】	
電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用電源、非常用発電機とその燃料等を確保する。	【財産監理課・総務課】
② 再生可能エネルギー等の導入促進【再掲2-5-⑧】	
発電所の被災等により、長期間にわたる電気の供給停止時にも電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の導入を促進する。	【企画課・経済観光課】
③ 危険物施設の安全対策等の強化【再掲5-2-①】	
危険物施設における、大量の危険性物質の流出を防ぐため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波、風水害対策の強化を図る。	【総務課・消防署】
④ 危険物施設等の災害に備えた消防力の強化【再掲5-2-②】	
危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため消防力を強化し、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備等を進める。	【消防署】
⑤ 水道施設の耐震化等の推進【再掲2-1-①】	
安定的な水道供給を図るため、水道施設の更新、老朽施設や老朽管路の計画的な改修と維持管理を実施する。	【水道課】
⑥ 応急給水体制の整備【再掲2-1-②】	
災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査・把握しておく。被災時に、水の供給に支障を来すことのないよう、重要度及び優先度を考慮した応急給水体制を整備するなど、被災した施設の迅速な防護・復旧を図る。	【水道課】
⑦ 下水路等の老朽化対策の推進	
下水路等の老朽化が進んでおり、大規模地震等が発生した場合、下水路等が被災し、長期間にわたり機能が停止するおそれがある。このため、老朽化対策等を着実に進め、施設の安全性を高める。	【建設課】
⑧ 生活排水の適正な処理の推進【再掲2-6-②】	
地域の特性に応じた排水施設を整備し、適正な処理の啓発や合併処理浄化槽推進活動に取り組み、汚水処理人口普及率向上に努める。	
また、排水・下水施設の風水害対策・耐震性等についても検討する。	【建設課・市民生活課】
⑨ し尿処理施設の防災対策の強化	
し尿処理施設の被災に伴い、し尿処理に支障を来すことのないよう、施設の耐災害性強化、災害時におけ	

る施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等を進める。

【市民生活課】

## 6-2 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

### ① 交通施設、沿線、沿道建物の耐震化及び液状化現象対策【再掲1-1-④】

港湾、幹線道路等の交通施設及び沿道建築物の複合的倒壊や液状化現象により、避難、応急対応、物資輸送等への障害が発生することを防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化及び液状化現象対策を促進する。

また、公共バスの機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化したバス停留所の周辺などの施設について、状況に応じて整備・改修を行う。

【建設課・企画課】

### ② 国道、県道、市道、農道など幹線道路等の整備促進【再掲1-3-③】

大規模災害の発生後、避難や物資の輸送のため幹線道路等が重要となる。老朽化した箇所などを改修するほか、高規格の道路整備を推進する。

【建設課・農林水産課】

### ③ 陸上からの人員・物資輸送ルートの確保【再掲2-1-③】

陸上からの人員輸送及び物資供給の長期停止を防ぐため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進する。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

【建設課】

### ④ 海運による人的支援及び物資輸送ルートの確保【再掲2-1-④】

海上からの人的支援及び物資供給の長期停止を防ぐため、大規模自然災害発生時に海上輸送の機能が失われる恐れもあることから、交通と物資輸送の最大拠点である西之表港に耐震強化岸壁の整備等、市内の港湾の強靱化を推進するため、港湾施設の耐震性等の機能強化を推進し既存施設の点検の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

また、大規模災害時には災害廃棄物や他地域からの流木等漂流物による、海運機能の低下が予想されることから、事態を想定し関係機関と連携した対策を進める。

【建設課】

### ⑤ 港湾の事業継続計画（港湾BCP）の推進【再掲5-1-⑪】

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、サプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、西之表港港湾BCPに基づき、これらの事態への対応を強化する。

【建設課】

### ⑥ 無電柱化等【再掲1-1-⑤】

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難や救助活動、物資輸送等の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

【建設課】

## 目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 市街地での大規模火災の発生

#### ① 防火対策の推進【再掲1-2-①】

住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。

【総務課・消防署】

#### ② 消火・救助活動能力の強化【再掲1-2-②】

市街地で大規模火災が発生した場合、同時に多発する消火、救助、救急事案に対し、同時多発に対応できる消防力（設備・消防水利等）の強化を図る。

医療機関と消防との連携したマニュアルを整備し訓練を行う等、円滑な救急患者受入体制を整備する。

【消防署】

#### ③ 感震ブレーカーの普及啓発【再掲1-2-③】

感震ブレーカーの設置により、通電火災による大規模火災の発生を防ぐ。

【消防署】

#### ④ 防火意識の向上【再掲1-2-④】

大規模火災が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の火災により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、出火防止対策及び建物関係者の防火意識の向上を図る。

【総務課・消防署】

#### ⑤ 空き家の火災予防周知等【再掲1-2-⑤】

空き家の放火や延焼等を未然に防ぐため、空き家の所有者又は管理者に対し、火災予防上必要な措置を講じるよう周知等を行う。

【総務課・消防署】

#### ⑥ 都市公園事業の推進【再掲1-1-⑥】

市街地での大規模災害の発生時における避難・救援活動の場となる都市公園や緑地の確保及び整備を図る。

【建設課】

#### ⑦ 災害対応力の向上【再掲1-1-⑧】

消防団員の高齢化や地域の過疎化などが進んでおり、将来的に消防団の存続が危ぶまれる。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る。

また、消防団の災害時対応能力の強化のため、訓練・教育等による人材育成や資機材の充実を図る。

【総務課】

#### ⑧ 自主防災組織の充実及び活動の促進【再掲1-1-⑨】

地域防災力を向上させるため、各自主防災組織の地区防災計画の策定や見直し、訓練等の実施、人材育成や資機材の充実等を図り活動を促進する。

【総務課】

⑨ 要配慮者の防災対策の推進【再掲1-1-⑩】

地域との連携による要配慮者への支援体制の構築と対象者情報の適正管理や活用を図る。

【福祉事務所・高齢者支援課・建設課・健康保険課】

⑩ 来島者の防災対策の推進【再掲1-1-⑪】

災害発生時における観光客等来島者の対策推進のため、緊急避難用に視認性の高い展望所の設置等、防災対策を図る。

【経済観光課・建設課】

⑪ 総合防災訓練【再掲1-1-⑫】

関係機関による総合防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。

【総務課】

7-2 海上・臨海部の広域複合災害

① 総合防災訓練【再掲1-1-⑫】

関係機関による総合防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。

【総務課】

② 危険物施設の安全対策等の強化【再掲5-2-①】

危険物施設における、大量の危険性物質の流出を防ぐため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波、風水害対策の強化を図る。

【総務課・消防署】

③ 重要な産業施設や危険物施設等の災害に備えた消防力の強化【再掲5-2-②】

重要な産業施設や危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため消防力を強化し、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備等を進める。

【消防署】

④ 港湾の事業継続計画（港湾BCP）の推進【再掲5-1-⑪】

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、サプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、西之表港港湾BCPに基づき、これらの事態への対応を強化する。

【建設課】

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

① 交通施設、沿線、沿道建物の耐震化及び液状化現象対策【再掲1-1-④】

港湾、幹線道路等の交通施設及び沿道建築物の複合的倒壊や液状化現象により、避難、応急対応、物資輸送等への障害が発生することを防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化及び液状化現象対策を促進する。

また、公共バスの機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化したバス停留所の周辺などの

施設について、状況に応じて整備・改修を行う。

【建設課・企画課】

#### 7-4 ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

##### ① ダムの補強対策等の促進

ダムや農業用ため池における、堤体の決壊等に伴う下流域への洪水被害を抑えるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて、避難路等を示したハザードマップの作成を行うなど、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

【農林水産課】

##### ② 防災情報の提供と住民周知【再掲1-1-⑦】

地震・津波、風水害等による災害発生時に、住民等の生命・身体への危害が発生することを抑えるため、防災行政無線や市ホームページ等により、住民等への適切で多様な防災情報を提供するとともに、市ハザードマップなどを活用し、避難等の災害対策について住民周知を図るなど、ソフト事業を推進する。

【総務課】

##### ③ 災害対応力の向上【再掲1-1-⑧】

消防団員の高齢化や地域の過疎化などが進んでおり、将来的に消防団の存続が危ぶまれる。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る。

また、消防団の災害時対応能力の強化のため、訓練・教育等による人材育成や資機材の充実を図る。

【総務課】

##### ④ 自主防災組織の充実及び活動の促進【再掲1-1-⑨】

地域防災力を向上させるため、各自主防災組織の地区防災計画の策定や見直し、訓練等の実施、人材育成や資機材の充実等を図り活動を促進する。

【総務課】

#### 7-5 有害物質の大規模拡散・流出

##### ① 総合防災訓練【再掲1-1-⑫】

関係機関による総合防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。

【総務課】

##### ② 危険物施設の安全対策等の強化【再掲5-2-①】

危険物施設における、大量の危険性物質の流出を防ぐため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波、風水害対策の強化を図る。

【総務課・消防署】

##### ③ 重要な産業施設や危険物施設等の災害に備えた消防力の強化【再掲5-2-②】

重要な産業施設や危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため消防力を強化し、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備等を進める。

【消防署】

④ 有害物質の流出対策等の推進

有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、関係機関と連携して対応する。

【消防署】

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

① 農地浸食防止対策の推進

豪雨による農地の侵食や人家等への土砂流入等の被害を抑えるため、農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

【農林水産課】

② 適切な森林整備

大規模な森林被害を防ぐため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

【農林水産課】

③ 治山事業の促進【再掲1-5-③】

林地の崩壊など山地災害の発生を防ぐため、県等と連携し、山腹工や溪間工、流木による被害を防止・軽減するための流木捕捉式治山ダムなど治山施設の整備の検討や根系等の発達を促すための間伐など森林の整備を促進する。

【農林水産課】

④ 鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣による農林業被害による、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や、捕獲による個体数の調整など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

【農林水産課】

⑤ 畑地かんがい施設の維持管理【再掲5-4-⑤】

大規模地震が発生した場合、施設の破損等により農地に水が送れない状況が発生し、作物の生育に多大な影響を及ぼすことが想定される。このため、点検診断を実施し、補強の必要な箇所は対策を実施するとともに、代替水源や、臨時給水体制の確立を推進する。

【農林水産課】

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物処理計画の推進

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。

【市民生活課】

② ストックヤードの確保

建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。

【市民生活課】

③ 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上

建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、県と県産業資源循環協会との協定のもと、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。 【市民生活課】

8-2 道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成

道路啓開等の担い手不足を解消するため、担い手確保・育成を図り、就労環境の改善等を図る。

【経済観光課・建設課】

② 行政機関と関係団体との災害協定の締結

行政機関と関係団体との災害協定の締結を進め、災害時の道路啓開等を迅速に行う体制を構築する。

【総務課】

8-3 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 地籍調査の推進

円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査等のさらなる推進を図る。

【財産監理課】

② 液状化危険度の高い地域への住民周知等

大規模地震が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある区域における警戒避難体制の整備等を図るため、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、液状化危険度分布図・液状化ハザードマップ等の周知を図る。

【総務課】

③ 交通施設、沿線、沿道建物の耐震化及び液状化現象対策【再掲1-1-④】

港湾、幹線道路等の交通施設及び沿道建築物の複合的倒壊や液状化現象により、避難、応急対応、物資輸送等への障害が発生することを防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化及び液状化現象対策を促進する。

また、公共バスの機能停止や死傷者の発生等の被害を抑えるため、経年劣化したバス停留所の周辺などの施設について、状況に応じて整備・改修を行う。

【建設課・企画課】

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

① コミュニティ強化の支援

災害時の市民の対応力を向上するため、自治会や小学校区単位の活動支援のほか、支え合いマップ作成、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりを実施し、コミュニティ力を強化するための支援の充実を図る。

【地域支援課・総務課・福祉事務所】

② 災害対応力の向上【再掲1-1-⑧】

消防団員の高齢化や地域の過疎化などが進んでおり、将来的に消防団の存続が危ぶまれる。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る。

また、消防団の災害時対応能力の強化のため、訓練・教育等による人材育成や資機材の充実を図る。

【総務課】

③ 自主防災組織の充実及び活動の促進【再掲1-1-⑨】

地域防災力を向上させるため、各自主防災組織の地区防災計画の策定や見直し、訓練等の実施、人材育成や資機材の充実等を図り活動を促進する。

【総務課】

④ 文化財対策

日常的に文化財の適切な維持管理に努め、必要に応じて耐震化や防災設備の整備等を進める。

また、地域コミュニティにおける文化財保護意識の低下とならないよう啓発活動や調査、記録保存を継続していく。

【社会教育課・企画課】

⑤ 防災教育の推進

通学路の危険箇所の注意喚起による事故等の防止や、平時からの避難行動等に関する意識啓発など防災教育の取組を推進する。

【総務課・学校教育課】

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

① 用地の確保

早期復旧のため、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地の確保を図る。

また、早期に事業を復旧させるため、あらかじめ事業用地の確保を図る。

【総務課・経済観光課・建設課・財産監理課】

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

① 災害発生時の情報発信

災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前シミュレーションを行う。

【総務課・経済観光課】

② 企業への金融等支援

災害発生にともなう信用不安、生産力の回復遅れ、雇用維持等に対応するため、セーフティネットを活用するなど企業への金融支援を行い、補助事業等の運営支援を行う。

【経済観光課】

## 2 リスクシナリオに対応するプログラム

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に対応する推進計画は、別紙 西之表市長期振興計画実施計画及び西之表市国土強靱化地域計画取組等一覧（県事業含）により計画的に実施される。

指標等については市長期振興計画に基づき設定される。

## 第6章 市地域計画の推進

### 1 市の他の計画等の必要な見直し

市地域計画は、地域の強靱化の観点から、市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、市地域計画で示された指針に基づき、市長期振興計画等の関連計画においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

### 2 市地域計画の進捗管理

市地域計画の進捗管理は、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。

### 3 地域計画の不断の見直し

本市の地域強靱化の実現に向けては、中長期的な展望を描きつつ、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国全体の強靱化政策の推進状況等に応じた施策の推進が必要となる。市地域計画の推進期間は、市長期振興計画の計画期間と同期間とする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済状況、国土強靱化基本計画等をふまえ必要に応じて計画を見直すこととする。

### 4 プログラムの推進と重点化

推進方針の策定に当たっては、限られた資源で効率的・効果的に地域強靱化を進めるため、施策の重点化を行いながら進める必要がある。

このため、第4章で実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、「人命の保護」を最優先として、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度などの視点や、国の基本計画との一体性等を総合的に勘案し市では取り組みや事業が位置付けられているプログラムを重点化すべきプログラムとした。主に対応する指標等については次表に示す。なお、取り組みや施策、事業一覧、担当課等については、市長期振興計画実施計画等の関連計画に示す。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係部局等における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、さらなる重点化を含め取り組みの一層の推進に努めるものとする。

## 5 指標

### 西之表市国土強靱化地域計画施策レベル指標

No.	施策名称	目標指標	単位	測定方法	R1年度実績	R2年度目標値	R2年度目標値 (R2変更)	33年度目標値	R3年度目標値 (R2変更)
3	計画的な土地利用の推進	計画的な土地利用が行われていると思う市民の割合	%	市民アンケート	10.5	14.0		15.0	
3	計画的な土地利用の推進	地籍調査事業進捗率	%	地籍調査と19条5項の合計面積/事業計画面積×100	64.4	64.8		65.4	
4	防災・危機管理の充実	災害対策に取り組んでいる市民の割合	%	アンケート調査（行政経営課実施）	68.9	80.0		85.0	
4	防災・危機管理の充実	震災防災訓練の参加者数	人	カウント（3.11の訓練時の集計）	0	2,000		2,200	
13	新たな産業基盤と雇用環境の整備	新たなエネルギー事業に携わる人数+利用する人	人	年度末カウント	3	38		53	

### 西之表市国土強靱化地域計画基本事業レベル指標

施策		基本事業									
No.	名称	No.	名称	目標指標	単位	測定方法	R1年度実績	R2年度目標値	R2年度目標値 (R2変更)	R3年度目標値	R2年度目標値 (R2変更)
1	快適な生活環境の整備	2	水の安定供給	有収率	%	業務量データ	78.74	82.29		82.30	
1	快適な生活環境の整備	3	道路整備の充実	市道改良率	%	改良実績	59.8	59.9		60	
1	快適な生活環境の整備	4	港湾整備の充実	補修対象施設数	施設	建設課データで把握	53	51		50	

4	防災・危機管理の充実	14	自助・共助の強化	災害対策に取り組んでいる市民の割合	%	市民アンケート	68.9	80.0		85.0	
4	防災・危機管理の充実	14	自助・共助の強化	自主防災組織の防災活動への参加割合	%	市民アンケート	18.9	28.0		30.0	
4	防災・危機管理の充実	15	公助の強化	非常用食糧等の備蓄数	食	カウント	4,800	6,300		6,300	
4	防災・危機管理の充実	15	公助の強化	消防水利の充足率	%	カウント	80.0	81.0		81.0	
4	防災・危機管理の充実	16	連携協働による防災・減災対策の推進	震災防災訓練の参加者数	人数	カウント	0	2,000		2,200	
4	防災・危機管理の充実	16	連携協働による防災・減災対策の推進	災害時応援協定締結数	社	カウント	17	30		30	
7	地域力の向上	23	地域との協働の推進	地域が課題解決に向けて取り組んだ事業	件	課題解決チャレンジ交付金活用実績	13	20	15	20	15
7	地域力の向上	24	地域の人材育成	地域コミュニティ再生支援	件	申請件数	3	6	4	6	4
8	農業の振興	26	農業農村整備	ほ場整備率	%	整備済面積(ha)/要整備面積(ha)	47.4	48.0		48.1	
8	農業の振興	26	農業農村整備	農道整備率	%	整備済距離(km)/要整備距離(km)	50.3	51.2		51.6	
8	農業の振興	26	農業農村整備	多面的機能支払い交付金農用地カバー率	%	対象農地面積(ha)/農振農用地面積(ha)	40.3	46.2		48.0	
8	農業の振興	26	農業農村整備	シカ捕獲頭数	頭	捕獲確認	2,501	2,500	3,000	2,500	3,000

8	農業の振興	28	多様な担い手育成	農業粗生産額（過去5カ年の平均）	千円	農林水産課統計データ（H28は過去5年間の平均値）	6,005,016	6,637,498		6,503,355
8	農業の振興	28	多様な担い手育成	担い手への農地集積率	%	耕作面積に対する担い手への農地の集積面積（実績）	31.16	52.3	33	53.75 35
	農業の振興	29	農地利用の最適化	遊休農地の割合	%	耕作面積に対する遊休農地面積（実績）	2.79	0.97		0.97
	農業の振興	29	農地利用の最適化	担い手への農地集積率	%	耕作面積に対する担い手への農地の集積面積（実績）	31.16	52.3	33	53.75 35
9	林業の振興	30	森林環境整備	間伐面積	ha	事業実績報告		120.0		120.0
9	林業の振興	30	森林環境整備	治山事案件数	件	事業実績報告		3		3
9	林業の振興	30	森林環境整備	緑化保全活動件数	件	事業実績報告		5		5
9	林業の振興	32	多様な担い手育成	年間の林業就業者数	人	森林整備計画		55		55
10	水産業の振興	33	漁場環境整備	漁獲量	トン	実績報告	—	—		—
12	観光・交流の振興	39	観光施設の整備	観光施設・環境の整備・修繕件数	箇所	経済観光課把握データ	1	2		2
13	新たな産業基盤と雇用環境の整備	44	資源の循環的利用の推進	エネルギー自給率	%	種子島全体の内燃力発電出力に対する再生可能エネルギーの接続割合	53.0	36.4		36.4

13	新たな産業基盤と雇用環境の整備	44	資源の循環的利用の推進	循環型エネルギーの実証（導入）件数	件	企画課把握	3	6		6
15	学校教育の充実	53	教育環境の整備・充実	長寿命化計画による整備率（%）	%	教委総務課把握データ	—	—		10.0
17	芸術文化・文化財保護の充実	60	文化財保護の充実・活用	郷土の文化財に愛着・誇りをもっている人の割合	%	市民アンケート	63.6	71.0		72.0
21	地域福祉の充実	71	生活困窮者の自立支援	自立世帯数	世帯	カウント	15	10		10
25	計画的で効率的な行政運営の推進	81	情報通信技術の活用促進	機器の障害発生件数	件	発生件数	0	0		0
25	計画的で効率的な行政運営の推進	81	情報通信技術の活用促進	セキュリティインシデント発生件数	件	発生件数	0	0		0
25	計画的で効率的な行政運営の推進	84	市民との協働の推進	市民とともにまちづくりが進められていると思う人の割合	%	市民アンケート	34.8	19.0		20.0

(別紙)

西之表市長期振興計画実施計画 西之表市国土強靱化地域計画に基づく取り組み一覧

【くらし分野】

生涯にわたって暮らし続けられる、安心・安全で快適なまち

●普通建設事業

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
快適な 生活環 境の整 備	1		公営住宅等整備事業	老朽化した鴨女町団地の建替えを行う	市	R4 ～ 継続	建設課
	2		都市下水路長寿命化対策事業	都市下水路の長寿命化対策を行う	市	R1 ～	建設課
	3		道路橋梁維持補修・環境整備事業	道路河川等の不具合箇所の維持・補修工 事、メンテナンスフリー工事を行う	市	S34 ～ 継続	建設課
	4		道路改良事業（浅川城線）	小牧野から城までの区間の用地測量調査を 行う L=350m	市	R3 ～ 継続	建設課
	5		道路メンテナンス事業（橋梁補修）	橋梁の長寿命化計画を基に、修繕計画をた て、年次的に補修設計及び補修工事を行う	市	H27 ～ 継続	建設課
	6	○	あっぱ〜らんど施設整備事業	老朽化する施設の改善や魅力的な施設の整 備など機能充実を図る	市	H28 ～ 継続	建設課
	7		社会資本整備総合交付金事業（安城 平松線）	平園工区・平松工区の改良・舗装工事を 行う L=200m	市	H23 ～ 継続	建設課
	8		社会資本整備総合交付金事業（西町 上之原線）	西町上之原線の道路改良・舗装工事を 行う L=50m	市	H24 ～ 継続	建設課
	9		社会資本整備総合交付金事業（現和 下之町石堂線）	現和下之町石堂線の道路改良・舗装工 事を行う L=200m	市	H30 ～ 継続	建設課
	10		社会資本整備総合交付金事業（城上 之原線）	城上之原線の道路改良工事を行う L=50m	市	R1 ～ 継続	建設課
	11		社会資本整備総合交付金事業（離島・ 統合補助）	市が管理する港湾6港（立山・伊関・浅 川・大久保・大崎・上之古田）の補修・新 設工事を行う	市	H30 ～ 継続	建設課
	12		港湾メンテナンス事業	浅川港防波堤補修設計委託・補修工事を 行う	市	R4 ～ 継続	建設課
	13		県営港湾整備（負担金）事業	西之表港臨港道路の舗装補修、洲之崎地区 の緑地の改良及び田之脇港の防砂堤の延伸	県	H30 ～ 継続	建設課
	14		市道法面緊急対策事業	市道法面の土砂災害防止対策を行う	市	R7 ～ R11	建設課
安心・ 安全な 市民生 活の実 現	15		急傾斜地崩壊対策（負担金）事業	西町2地区、浦田、上能野地区の急傾斜地 崩壊対策事業による保全工事	県	～ 継続	建設課
	16		県単急傾斜地崩壊対策事業	梅雨前線豪雨により西町の急傾斜地が崩壊 したため、西町地区の急傾斜地の対策工 事を行う	市	R1 ～ R8	建設課
	17	○	防火水槽設置事業	防火水利設置基準（充足率）を満たしてい ない地域に防火水槽を設置する	市	R4 ～ 継続	総務課
	18	○	小型動力ポンプ購入事業	小型動力ポンプの更新を行う	市	H30 ～ 継続	総務課
	19	○	消防車両購入事業	老朽化した消防車両の年次的な更新を行 う	市	H29 ～ 継続	総務課
	20		交通安全対策事業	市道路線の交通安全対策工事を行う	市	H23 ～ 継続	建設課
	21		交通安全施設整備事業	ガードレールの未設置箇所や損失してい る区画線などの交通安全施設の対策工 事を行う	市	H25 ～ 継続	建設課
	22	○	防犯灯設置修繕事業	防犯灯の設置、LED化を行い、夜道等が 明るくなることにより犯罪の未然防止 を図る	市	R5 ～ R12	市民生活課

●政策的事業【継続事業】

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
快適な 生活環 境の整 備	1		地域情報通信基盤管理運営事業	光ブロードバンド網の維持管理を行う	市	H23 ～ 継続	企画課
	2		住宅環境整備事業	住宅の耐震診断・耐震改修工事、ブロック塀の撤去への助成を行う	市	R1 ～ 継続	建設課
	3		あっぱ～らんど管理事業	あっぱ～らんどの管理運営を行う	市	H12 ～ 継続	建設課
	4		公園管理事業	市内公園の維持管理を行う	市	S36 ～ 継続	建設課
	5		水道施設改修・改善事業	中心市街地の災害時給水確保拠点施設として中央配水池の築造を行う	市	R5 ～ R12	水道課
	6		合併処理浄化槽設置促進事業	合併浄化槽を設置する者に対して補助を行う	市	H12 ～ 継続	市民生活課
	7		海岸漂着物地域対策推進事業	市内海岸の漂着物の回収・処理を行う	市	H21 ～ 継続	市民生活課
	8		再生可能エネルギー推進事業	企業と連携しながら再生可能エネルギー関連事業を推進する	市	H26 ～ 継続	企画課
地域交 通の確 保	9		路線バス維持対策事業	西之表港発着の高速船に接続する路線バスの運行を確保するため運航事業者への種子島1市2町による財政支援	市	H23 ～ 継続	企画課
	10	○	西之表市地域公共交通事業	市街地巡回バス、デマンド型乗合タクシーの運行委託を行う市地域公共交通活性化協議会への補助	市	H22 ～ 継続	企画課
	11		有人国境離島法関連事業（航路・航空路運賃低廉化事業）	有人国境離島法による航路・航空路運賃の低廉化を図る事業の負担金	市	H29 ～ 継続	企画課
	12		西之表市交通人材確保対策事業	市内の交通事業者に就職する者に対し奨励金等を支給する。また、2種免許取得に係る費用の助成を行い、交通人材の確保を図る	市	R7 ～ 継続	企画課
計画的 な土地 利用の 推進	13		地籍調査事業	第七次国土調査事業十箇年計画に基づき地籍調査事業の推進を図る	市	S59 ～ 継続	財産監理課
	14		西之表市用途地域等見直し業務	都市計画区域における用途地域等の見直しを行う	市	R7 ～ R8	建設課
安心・ 安全な 市民生 活の実 現	15		救急救命士新規養成事業	救急救命士の新規養成を行う	市	R3 ～ R10	消防署
	16	○	防火服更新事業	火災出動時に隊員が着用する防火服について更新を行う	市	R5 ～ R10	消防署
	17	○	消防用ホース購入事業	火災現場で使用する消防用ホースを購入する	市	R6 ～ R11	消防署
	18	○	空気ボンベ購入事業	火災出動時に隊員が着用する空気ボンベを購入する	市	R6 ～ 継続	消防署
	19		備船料事業	馬毛島自衛隊基地建設工事に係る消防検査及び災害等発生時対応のための船舶使用時の備船料	市	R5 ～ 継続	消防署
	20		自主防災組織育成事業	自主防災組織の強化を図るため、訓練・研修等を行い、防災用資機材等の整備を支援する	市	H30 ～ 継続	総務課
	21		防災情報システム（防災無線）維持管理事業	デジタル化した防災行政無線の維持管理	市	H30 ～ 継続	総務課

●政策的事業【継続事業】

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
安心・安全な市民生活の実現	22		防災対策事業	防災訓練の実施など市民の防災意識を高める取組を実施するとともに、関係機関との連携・協力体制の構築など防災活動を行う	市	H30 ～ 継続	総務課
	23	○	自動体外式除細動器（AED）購入設置事業	公共性の高い施設等にAEDを設置し、遠隔地における心停止から5分以内にアクセスできる環境を構築する	市	R6 ～ R15	財産監理課
	24	○	防犯カメラ管理事業（基金事業）	市が設置した防犯カメラの維持管理を行う	市	R5 ～ R11	市民生活課

●令和8年度以降新規事業

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
安心・安全な市民生活の実現	1	○	騒音測定装置購入事業	騒音測定装置を購入し、市内に設置する	市	R8	企画課
	2	○	騒音測定装置運用事業	騒音測定装置の維持管理を行う	市	R8 ～ R11	企画課
	3		本部指令車購入事業	老朽化した車両の更新を行う	市	R8	消防署
	4	○	西之表消防署新庁舎建設業務	西之表消防署の建替えを行う	市	R9 ～ 継続	消防署
	5		産業廃棄物処理委託事業	使用期限が経過した泡消火薬剤の廃棄を行う	市	R8	消防署
	6	○	救助工作車購入事業	救助工作車の更新を行う	市	R11	消防署
	7		消防救急デジタル無線機器交換修繕事業	消防救急デジタル無線の更新等を行う	市	R8 ～ R11	消防署

【しごと分野】

「なりわい」を豊かにし、活力とにぎわいがあふれるまち

●普通建設事業

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
農業の 振興	1		県営畑地帯総合整備事業	ほ場整備済み地区内の畑かん給水栓更新・農道整備・土層改良を実施する	県	H26 ～ R19	農林水産課
	2		県営中山間事業西之表創生地区	ほ場整備、農業用排水施設整備、農道・鳥獣侵入防止施設等の生産基盤整備と集落排水と集落防災安全施設等の環境基盤整備を実施する	県	H30 ～ R14	農林水産課
	3		農業水路等長寿命化・防災減災事業	老朽化した西京ダム・畑かん施設などの基幹的な農業水利施設の機能回復と漏水を防止する	県	H28 ～ 継続	農林水産課
	4		県営農地整備事業（通作・基幹）現和地区	安納～武部の基幹農道を整備する	県	R1 ～ R17	農林水産課
	5		県営農地整備事業（通作・保全）	農道施設の点検診断を行い。農道保全対策計画に基づいた補修・整備を実施する	県	R1 ～ R12	農林水産課
	6	○	農道整備事業（西之表地区）	大型機械導入を推進するため農道の改良舗装工事を行い、農業生産性の向上を図る	市	R5 ～ R13	農林水産課
	7	○	畑地かんがい施設整備事業（西之表地区）	安定した農業用水の確保を行うため、農業用水施設の設置やバイブライン工事を行う	市	R5 ～ R13	農林水産課
	8	○	用排水路施設整備事業（西之表地区）	用排水路を整備することにより、水田地帯の安定的な用水確保や水田の災害防除を図る	市	R5 ～ R11	農林水産課
林業の 振興	9		林道保全整備事業	林道施設の点検診断を行い、補修・補強箇所の修繕・整備を実施する	市	R1 ～ 継続	農林水産課
水産業 の振興	10		漁港維持補修事業	老朽化した漁港施設の補修工事等を行う	市	H22 ～ 継続	建設課

●政策的事業【継続事業】

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
農業の 振興	2		自給飼料生産拡大事業	畜産基盤再編総合整備事業を実施する自給飼料供給センター指定管理に基づく業務を行う	市	H17 ～ 継続	農林水産課
	3		鳥獣被害対策実践事業	鳥獣被害防止対策の推進を図る	協議会	H24 ～ 継続	農林水産課
	4		鳥獣被害防止ネット助成事業	シカ侵入防止ネット・支柱及び防鳥ネットの購入助成を行う	協議会	H22 ～ 継続	農林水産課
	5		鳥獣被害防止活動お助け隊設置事業	鳥獣被害防止ネット設置指導、鳥獣被害状況調査等の活動を行う隊員を雇用する	協議会	H26 ～ 継続	農林水産課
	6		産地づくり推進事業	本市農産物の消費拡大及び持続可能な産地づくりに向けた取組を行う	市	H22 ～ 継続	農林水産課
	7		環境保全型農業推進事業	化学肥料・化学合成農薬を低減し、環境にやさしい営農活動に取り組む農業者に対して補助を行う	市	H27 ～ 継続	農林水産課
	8		農水産物輸送コスト支援事業	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した農産物等の移出入に係る経費の助成を行う	市	H29 ～ 継続	農林水産課

●政策的事業【継続事業】

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
農業の 振興	9		安納いもバイオ苗増殖運営事業	安納いも生産農家に対し、増殖用バイオ苗の供給を行うための委託を行う	市	H22 ～ 継続	農林水産課
	10		さつまいも振興対策事業	サツマイモ基腐病等の病害虫を抑制し、生産量の確保を図る	市	R2 ～ 継続	農林水産課
	11		安納いも育苗資材支援事業	農家のバイオ苗増殖に係る施設設備経費の一部を助成する	協議会	H26 ～ 継続	農林水産課
	13		種子島あかおぎ牛導入支援事業	優良血統の繁殖雌牛を家畜市場から導入し、貸付を行う	協議会	H28 ～ 継続	農林水産課
	14		園芸・花卉優良品種育苗供給運営事業	園芸・花卉類の優良品種育苗及び供給を行い、品質向上・生産農家の労力軽減と面積拡大、新規就農者の確保につなげる	市	R3 ～ 継続	農林水産課
	15		さとうきび反収向上対策事業	農業振興公社へ作業委託した場合の料金の一部助成を行う	市	H30 ～ 継続	農林水産課
	16		さとうきび種苗供給安定化対策事業	優良種苗(無病苗)の原苗ほを設置し、種苗更新を推進する	市	H30 ～ 継続	農林水産課
	17		さとうきび基幹作業機整備事業	さとうきび基幹作業機械の導入及びハーベスタの機能向上に係る費用の一部助成を行う	市	H30 ～ 継続	農林水産課
	18		多面的機能支払交付金事業	地域の共同活動等によって、農地や農業用施設など地域資源の適切な保全管理を推進する	市	H26 ～ 継続	農林水産課
	19		西之表市農業振興公社支援事業	西之表市農業振興公社の業務運営を支援する	市	H7 ～ 継続	農林水産課
	20		担い手育成推進事業	将来の市の農業を担う農家を育成し、経営安定を支援する	市	H30 ～ 継続	農林水産課
	21		農業人材力強化総合支援事業	新規就農者を対象に青年等の就業意欲の喚起と就農後の定着を図り、農業人材力の強化を図るための支援を行う	市	H30 ～ 継続	農林水産課
	22		農地集積バンク事業	農地中間管理機構を活用し、地域の中心的経営体への農地集積・集約化を図る。	市	H26 ～ 継続	農業委員会
	23		有害鳥獣対策支援事業	有害鳥獣捕獲活動への支援を行う	市	H27 ～ 継続	農林水産課
	25	○	農作業受託体制緊急整備事業	農作業受託体制の整備を図り、小規模高齢農家等の労働力を支援する	市	R5 ～ R9	農林水産課
	26		西之表市農業人材確保対策事業	農業法人等へ就職した者に対し、奨励金等を交付するとともに、外国人材を活用する事業者を支援する	市	R5 ～ 継続	農林水産課
	27	○	家畜損耗防止対策事業（基金事業）	呼吸器系・消化器系、ボツリヌス症、炭疽病の発生予防を行うためにワクチン補助を行う	協議会	R6 ～ R11	農林水産課
	28	○	畜産配合飼料価格高騰対策事業（基金事業）	配合飼料の値上がり額に対し販売店に一部補助を行い、畜産農家に値引きして販売することで、価格高騰の影響を緩和する	市	R7 ～ R11	農林水産課
	29	○	肥料価格高騰対策支援事業	肥料の値上がり額に対して補助を行い、価格高騰の影響を受ける事業所の経営安定を図る	協議会	R7 ～ R11	農林水産課
林業の 振興	31		市有林整備事業	間伐予定地の現地調査を踏まえ、管内林業事業体に施業を委託する	市	H28 ～ 継続	農林水産課
	32		林産品島外出荷支援事業	林産品の島外移出に係る海上輸送費を助成する	協議会	R1 ～ 継続	農林水産課

●政策的事業【継続事業】

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
林業の 振興	33		林業就労改善推進事業	資格取得や高性能林業機械リースへの支援などを行い、林業就労環境の改善を図る	協議会等	～ 継続	農林水産課
	34		民有林整備事業	森林の現況調査及び森林情報(森林カルテ)の作成業務を委託する	市	R 5 ～ 継続	農林水産課
	35	○	林業総合支援事業	林業機械の導入等を行い、林業事業者の育成発展、経営の向上を図る	市	R 5 ～ R 8	農林水産課
水産業の 振興	37		離島漁業再生支援交付金事業	漁場の生産力の向上や集落の創意工夫を活かした新たな取組を実施する	市	H 17 ～ 継続	農林水産課
	39	○	漁業操業支援緊急対策事業（基金事業）	漁業に係る経費へ支援を行い、漁業者の経費負担の軽減と操業意欲の向上を図る	市	R 5 ～ R 9	農林水産課
	41		種子島周辺漁業対策事業	漁業利用施設の修繕や漁業機器のリース等による操業の効率化をはかり、ロケット打ち上げによる影響を緩和する	市	R 5 ～ R 8	農林水産課
商工業の 振興	42		まちかどインフォメーションセンター事業	商店街の空き店舗を活用し、にぎわい・回遊を生み出すための情報発信、イベントや企画展の開催を支援する	市	H 29 ～ 継続	経済観光課
	43		港町再生推進事業	港町基本構想実施計画に基づく事業の進捗を図るとともに、まちなか交流施設まちかどインフォメーションセンターを活用した事業を進め、商店街や地域の支援を行う	市	H 30 ～ 継続	経済観光課
	44		皆とまち再生支援事業	新商品開発・販路開拓等の事業活動及び起業、新規分野参入などの活動や商店街の魅力を高める取組等に対する支援を行う	市	R 1 ～ 継続	経済観光課
	45		商店街によるみなと・まちなかゾーン活性化事業	みなとゾーンからまちなかゾーンへの誘客策として、くろしおの芸術祭及びアニメを活用したイベント等を実施し、商店街への誘客を図る	市	R 2 ～ 継続	経済観光課
	46		中小企業支援事業	商工会を通じた制度資金の借入者への利子補給を行う	市	S 23 ～ 継続	経済観光課
	47		創業支援事業	5年以内の創業者を対象とした経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援を行う	市	H 29 ～ 継続	経済観光課
	48		たねがしまるブランド推進事業	首都圏をはじめ全国に向けて特産品等のPRを行うとともに、特産品のブラッシュアップへの支援を行う	市	H 28 ～ 継続	経済観光課
	49	○	電子通貨システム推進事業	地域内で使える電子地域通貨システムを運用し、独自ポイント等との連携により、地域内循環の確立、地域振興を図る	市	R 6 ～ 継続	経済観光課
観光・ 交流の 振興	50		観光推進事業	種子島の観光PR活動を行い、観光客の入込増を図る	市	H 19 ～ 継続	経済観光課
	51		大型客船寄港受入協議会支援事業	客船寄港時の歓迎イベントを充実することにより、種子島の観光PRを行い、また地元特産品の販売促進・周知を図る	市	H 19 ～ 継続	経済観光課
	52		グリーン・ツーリズム推進事業	西之表市グリーン・ツーリズム推進協議会への補助及び専門員を配置し、誘致活動、問合せ対応、研修会実施などを行う	協議会	H 17 ～ 継続	経済観光課
	53	○	鉄砲まつり事業	種子島最大の祭りである夏の風物詩「種子島鉄砲まつり」の企画・調整を行う	市	S 38 ～ 継続	経済観光課
	55		種子島滞在型観光促進事業	種子島滞在型観光促進のため、PR事業や商品造成販売事業、イベント事業を実施する	市	H 29 ～ 継続	経済観光課
新たな 産業基 盤と雇 用環境 の整備	56		産官学地域課題解決推進事業	産官学が連携し、地域課題と高等教育機関のマッチングを行い、課題解決を図る	市	R 2 ～ 継続	経済観光課
	57		雇用機会拡充事業	創業や事業拡大を行う事業者に対する支援を行い、雇用機会の拡充を図る	市	H 29 ～ 継続	経済観光課

●政策的事業【継続事業】

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
新たな産業基盤と雇用環境の整備	60		特定地域づくり事業	特定地域づくり協働組合の運営の一部を補助する	市	R4 ~ 継続	経済観光課
	61		西之表市商工業人材確保対策事業	島外から市内事業所等へ就職した者等に奨励金を交付する	市	R5 ~ 継続	経済観光課
	62	○	高等教育機関等活用事業	看護学校サテライト教室の運営支援等を行う	市	H27 ~ 継続	企画課

●令和8年度以降新規事業

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
農業の振興	1		農業水利施設保全合理化事業	西京ダム関連農業水利施設の長寿命化対策を目的として施設の延命化を図る	市	R11 ~ R17	農林水産課
	2		防災重点農業用ため池緊急整備事業	老朽化したため池決壊の人的被害及び家屋被害等を未然に防ぐため、ため池整備工事を行う	県	R8 ~ R11	農林水産課
水産業の振興	3	○	漁業施設整備事業	老朽化した漁業施設の見直し及び更新を行うことにより、水産業振興の基盤強化を図る	漁協	R8 ~ R17	農林水産課
	4		新規漁法導入事業	漁場環境及び水産資源の変化に対して新たな漁法の検討を行い、水産資源の確保を図る	漁協	R8 ~ R12	農林水産課
	5	○	スマート漁業推進事業	種子島漁協の業務内容のDX化支援を行うとともに漁業者の操業に必要な機材導入への支援を行う	漁協	R8 ~ R12	農林水産課
	6		漁業被害対策事業	漁業に影響を与える有害水産動植物を駆除することにより、漁場での被害軽減を図る	漁協	R8 ~ R12	農林水産課
	7	○	漁場環境整備事業	沿岸海域の藻場の造成を図ることにより、沿岸漁場の水産資源の生態系再生を図る	市	R8 ~ R12	農林水産課
	8	○	水産資源確保事業	水産資源放流の支援、有害生物の生態調査、漁礁及び藻場造成の追跡調査を行い、資源量の維持、漁場環境の改善を図る	市	R8 ~ R12	農林水産課
	9	○	水揚促進事業	種子島漁協が行う競りに係る市場手数料を支援することにより、地魚の水揚量増加を図る	漁協	R8 ~ R12	農林水産課
商工業の振興	10		第2次港町再生基本構想策定事業	第2次港町再生基本構想を策定する	市	R8 ~ R8	経済観光課

■検討中事業

事業区分	再編交付金 予定事業	施策名	事務事業名	担当課
政策的事業	○	林業の振興	林業総合支援事業（チップ工場更新事業）	農林水産課
普通建設事業		商工業の振興	港町再生3つの戦略整備促進事業	経済観光課
普通建設事業	○	観光・交流の振興	よきの海水浴場改修事業	経済観光課
普通建設事業	○	観光・交流の振興	鉄浜海岸施設等改修事業	経済観光課

【ひと分野】

将来を担う「ひと」が育ち、全ての「ひと」が生涯にわたっていきいきと輝けるまち

●普通建設事業

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
学校教育の充実	1		小学校施設改修事業	老朽化した学校施設の改修を行う	市	R1 ～ 継続	教育総務課
	2	○	給食センター調理機器等更新事業	給食センターの老朽化した調理機器等の更新を行う	市	H28 ～ 継続	教育総務課
	3	○	スクールバス購入事業	スクールバスの更新を行う	市	R7 ～ R8	教育総務課
	4		中学校施設改修事業	老朽化した学校施設の改修を行う	市	R3 ～ 継続	教育総務課
	5	○	屋内運動場改修整備事業	児童生徒や地域住民の避難場所としての防災を含んだ利用所の安全性を確保するため、小中学校の屋内運動場の改修を行う	市	R5 ～ R13	教育総務課
	6	○	防犯対策整備事業（小学校）	学校内でのトラブル防止や不審者が学校に侵入した時などに対応するため防犯カメラや防犯灯、フェンスを設置する	市	R5 ～ R9	教育総務課
	7	○	防犯対策整備事業（中学校）	学校内でのトラブル防止や不審者が学校に侵入した時などに対応するため防犯カメラや防犯灯、フェンスを設置する	市	R5 ～ R9	教育総務課
	8		教員住宅施設改修事業	老朽化した教職員住宅の改修工事を行う	市	R5 ～ 継続	教育総務課
	9	○	小学校グラウンド整備事業	小学校グラウンドの整備を行う	市	R6 ～ R15	教育総務課
	10	○	小学校特別教室空調整備事業	市内小中学校特別教室の空調整備を行う	市	R7 ～ R9	教育総務課
	11	○	中学校特別教室空調整備事業	種子島中学校特別教室の空調整備を行う	市	R7 ～ R9	教育総務課
芸術文化・文化財保護の充実	12	○	旧上妻家住宅公開整備事業	旧上妻家住宅の安心安全な公開活用のため、保全修理を行う	市	R2 ～ R11	社会教育課
	13	○	種子島家住宅耐震事業	市指定文化財種子島家住宅の保存活用のため、耐震対策工事を行う	市	R5 ～ R8	社会教育課
	14	○	種子島開発総合センター改修整備事業	種子島開発総合センターの改修を行う	市	R7 ～ R10	社会教育課
生涯スポーツの充実	15	○	市営グラウンド整備事業	市営グラウンドを全面改修し、市民の健康維持と競技力向上、また、スポーツ交流の拠点施設としてスポーツ振興を図る	市	R5 ～ R10	社会教育課

●政策的事業【継続事業】

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
多様な主体で支え育む地域力の向上	1		校区・集落支援事務	校区・集落と行政の連絡体制として、各校区・集落の代表者を行政連絡員として委嘱し、市と連携の上、地域課題の解決を図る	市	H22 ～ 継続	地域支援課
	2		地域おこし協力隊パートナー事業	地域おこし協力隊を任用し、過疎地域の活動支援や人材育成、移住定住支援などの活動を通して本市への移住を図ることで、地域力の維持・強化につなげる	市	H26 ～ 継続	地域支援課
	3		集落体制推進事業	集落支援員を設置し、集落の課題把握や話し合い等、集落対策の推進などをサポートする	市	H27 ～ 継続	地域支援課

●政策的事業【継続事業】

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
多様な 主体で 支え育 む地域 力の向 上	4		小さな拠点づくり事業	企業と連携・協働による活動を推進し、中割校区の地域活性化及び市民サービスの向上を図る	市	H28 ～ 継続	地域支援課
	5		婚活応援プロジェクト事業	本市のニーズに合わせた結婚支援を行うとともに、結婚祝金を支給し、結婚・子育てしやすい環境を整備する	市	H23 ～ 継続	地域支援課
	6		市民活動支援事業	市民が課題解決を図る取組や地域が盛り上がる活動など、その活動のための負担を軽減し、活動しやすい環境をつくる	市	H19 ～ 継続	地域支援課
	7		島元気郷たねがしま構想事業	Uターン者に住宅を貸与することにより、Uターン者の定住の支援と地域の活性化を図る	市	H19 ～ 継続	地域支援課
	8		定住促進事業	大字等の地域への定住を促進するため、指定地域へ転入・転居した世帯に対し、住宅建築購入や家賃の補助を行う	市	H24 ～ 継続	地域支援課
	9		地域活性化住宅事業	大字地域に若者や担い手となりうる世帯の定着を図るため、住宅を貸与する	市	H27 ～ 継続	地域支援課
	10		空き家バンク事業	本市HPでの空き家情報の紹介、空き家バンク登録物件へのリフォーム等に係る補助、空き家バンク登録奨励金の支給により、空き家バンク登録を促進する	市	H28 ～ 継続	地域支援課
	12		島ぐらし魅力発信事業	移住者のための移住支援情報の発信を行う	市	R2 ～ 継続	地域支援課
少子化 対策・ 子育て 支援の 推進	13		子育て応援券支給事業	本市に住所を有する子ども(出生時・満1歳時・満2歳時)の保護者に対して子育て応援券を支給する	市	H24 ～ 継続	福祉事務所
	14		子どもの医療費給付事業	18歳までの子どもの保険診療による医療費の自己負担分を助成する	市	H26 ～ 継続	福祉事務所
	15		児童館管理事業	かもめ児童館や美浜児童センターの運営管理や適切な遊びの指導を行う	市	S47 ～ 継続	福祉事務所
	16		一時預かり事業	保護者の就労・疾病等により、一時的に家庭での保育が困難になった場合、保育所・幼稚園・認定こども園において児童の一時預かりを行う	市	H22 ～ 継続	福祉事務所
	17		放課後児童健全育成事業	運営補助とし各クラブへ委託料を支払う (児童クラブ数：11か所)	市	H12 ～ 継続	福祉事務所
	18		特定教育・保育施設等給食費補足給付事業	3～5歳児の教育・保育の無償化対象児童のうち副食費の徴収対象で第2子となる児童を対象に副食費の助成を行う	市	R2 ～ 継続	福祉事務所
	19		保育対策総合支援事業	保育環境向上のため、保育補助者の雇用に係る経費を補助する	市	R3 ～ 継続	福祉事務所
	20		妊婦のための支援給付事業（妊婦のための支援給付金）	妊婦・子育て世帯への経済的支援を行うため、出産時・子育て時に応援ギフトを送る	市	R4 ～ 継続	福祉事務所
	21		保育士・幼稚園教諭等人材確保対策事業	市内保育所等に新規就労した者に対し、奨励金等を交付する	市	R5 ～ 継続	福祉事務所
	22		離島地域子ども通院費等支援事業	島外で必要とする医療を受ける場合の通院等に要する交通費等の一部を補助する	市	R6 ～ 継続	福祉事務所
	23		西之表市保育人材支援事業	保育人材の確保に取り組む事業所に対し、求人支援を行う	市	R7 ～ 継続	福祉事務所
	24		西之表市子ども・子育て労働環境等改善事業	保育士等の新規確保と離職防止を図るため、職場環境の改善に取り組む保育所等に対し、奨励金を支給する	市	R7 ～ 継続	福祉事務所

●政策的事業【継続事業】

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
学校教育の充 実	25		外国青年招致事業	外国語指導助手（ALT）の招致及び小中学校の授業への派遣を行う	市	H3 ～ 継続	学校教育課
	26		修学旅行費助成事業（小学校）	市内小学校修学旅行対象児童の世帯に対し、修学旅行費の補助を行う	市	H25 ～ 継続	教育総務課
	27		就学援助事業(小学校)	生活保護を必要とする世帯又は生活保護に準じた生活困窮世帯及び特別支援教育を受ける児童のいる世帯に対し、就学に係る費用の援助を行う	市	H17 ～ 継続	教育総務課
	28		就学援助事業(中学校)	生活保護を必要とする世帯又は生活保護に準じた生活困窮世帯及び特別支援教育を受ける生徒のいる世帯に対し、就学に係る費用の援助を行う	市	H17 ～ 継続	教育総務課
	29	○	学校給食費無償化事業（基金事業）	子育て世代の経済的負担軽減のため、西之表市に住所を有する児童・生徒の給食費を完全無償化する	市	H30 ～ 継続	教育総務課
	30		西之表市「種子島しおさい留学」里親等支援事業	市外から市内小学校への転入学を希望する児童の受入を行い、里親等への支援を行う	市	H25 ～ 継続	学校教育課
	31		教育用コンピューター導入事業	市内小中学校に導入しているタブレット端末の維持管理等を行う	市	S62 ～ 継続	学校教育課
	32	○	学校図書館図書管理システム事業（基金事業）	市内小・中学校図書館に導入する図書システムの維持管理等を行う	市	R5 ～ 継続	教育総務課
	33		図書館図書整備事業(小学校)	小学校図書室に図書を購入する	市	H30 ～ 継続	教育総務課
	34		入学祝金支給事業（小学校）	小学校入学の祝金として1人あたり50,000円を支給する	市	R5 ～ 継続	教育総務課
	35		入学祝金支給事業（中学校）	中学校入学の祝金として1人あたり50,000円を支給する	市	R5 ～ 継続	教育総務課
	36	○	学校教材整備事業（小学校）	教育環境の充実を図るために学校教材の整備を行う	市	R5 ～ 継続	学校教育課
	37	○	学校教材整備事業（中学校）	教育環境の充実を図るために学校教材の整備を行う	市	R5 ～ 継続	学校教育課
	38	○	小中学校人材育成事業	児童生徒の自己実現に向けた態度を育成するため、各界で活躍する講師等を招聘し、児童生徒の学びに対する意欲を高める	市	R5 ～ R14	学校教育課
39	○	「種子島しおさい留学」留学生交流事業	離島留学生やその保護者の心配ごとや不安を共有し、留学期間を有意義なものとするため、離島留学生同士の交流を行うイベントを開催する	市	R5 ～ 継続	学校教育課	
芸術文化・文化財保護の充 実	41		文化財保護事業	文化財の調査や保存・保護を行うとともに文化財の公開・活用を行う	市	S25 ～ 継続	社会教育課
	42		種子島家住宅保存活用事業	種子島家住宅（月窓亭）の保存・保護・活用を行う	市	H24 ～ 継続	社会教育課
	43		旧上妻家住宅保存整備活用事業	旧上妻家住宅の保存・保護・活用を行う	市	H28 ～ 継続	社会教育課
	44		市内遺跡発掘調査等事業	重要な遺跡の学術発掘調査を実施し、市の歴史・文化を解明する	市	R2 ～ 継続	社会教育課
	45		西之表市史編さん事業	市史編さんに係る資料や情報の調査・整理を行う	市	R1 ～ 継続	企画課

●政策的事業【継続事業】

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
生涯スポーツの充実	47		全国離島交流中学生野球大会参画事業	大会に市内の中学生を派遣し交流親善試合を行い、全国の離島中学生との交流を図る	市	H22 ～ 継続	社会教育課
	48		スポーツ交流合宿誘致事業	スポーツの競技力向上のために学生・実業団チームの合宿を誘致し、スポーツ交流を図る	市	H29 ～ 継続	社会教育課

●令和8年度以降新規事業

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
多様な主体で支え育む地域力の向上	1		たねがしまるっと移住相談会開催事業	本市単独の移住相談会を実施し、移住の促進を図る	市	R8 ～ R10	地域支援課
少子化対策・子育て支援の推進	2		保育所等緊急整備事業	保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費の一部を補助し、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進する	事業者	R8 ～ R8	福祉事務所

■検討中事業

事業区分	再編交付金 予定事業	施策名	事務事業名	担当課
普通建設事業	○	生涯スポーツの充実	市営プール整備事業	社会教育課
普通建設事業	○	生涯スポーツの充実	テニスコート整備事業	社会教育課
普通建設事業	○	生涯スポーツの充実	武道館整備事業	社会教育課
普通建設事業	○	生涯スポーツの充実	スケートボード場整備事業	社会教育課
普通建設事業	○	生涯スポーツの充実	3on3コート整備事業	社会教育課
普通建設事業	○	生涯スポーツの充実	スポーツ交流施設整備事業	社会教育課
政策的事業	○	芸術文化・文化財保護の充実	文化財建造物総合調査事業	社会教育課
政策的事業	○	芸術文化・文化財保護の充実	収蔵資料修復復元デジタル化事業	社会教育課

【けんこう分野】

「健幸」を築き、互いに支え合い、自分らしく元気に暮らせるまち

●政策的事業【継続事業】

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
社会保 障制度 の運営	1		西之表市介護人材確保対策事業	市内介護施設等に新規就労した者に対し、奨励金等を交付し、資格取得等に係る費用や外国人材確保に係る費用の助成を行う	市	R5 ～ 継続	高齢者支援課
健康づ くりの 推進	2		西之表市医療人材確保対策事業	市内医療施設へ新規就労した者に対し、奨励金等を交付する	市	R5 ～ 継続	健康保険課
	3	○	がん検診等負担金軽減事業	がん検診負担金の軽減を行う	市	R7 ～ R11	健康保険課
	4	○	予防接種事業	インフルエンザワクチン接種費用の負担軽減を行う	市	R6 ～ 継続	健康保険課
地域包 括ケア システ ムの深 化・推 進	5		介護予防支援事業	必要に応じて要介護・要支援認定の代理申請を行い、要支援認定者については、真に必要なサービスが受けられるよう適切なケアプランを作成する	市	H23 ～ 継続	高齢者支援課
	6		老人クラブ育成事業	市老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動に対して補助を行う	市	H20 ～ 継続	高齢者支援課
	7		高齢者地域支え合いグループポイント事業	高齢者を含むグループが地域活性化活動や高齢者支援活動などの互助活動を行った際に商品券に交換できるポイントを付与する	市	H26 ～ 継続	高齢者支援課
	8		西之表市シニアカー購入補助事業	移動手段に困っている65歳以上の住民に対してシニアカーの購入補助を行う	市	R7 ～ 継続	高齢者支援課
	9		高齢者等配食サービス事業	高齢者・障がい者で日常生活を営むのに支障がある方、また見守りが必要な方に対し、配食サービスを行うことにより、栄養管理・安否確認を行う	市	H21 ～ 継続	高齢者支援課
	10		在宅高齢者等自立支援事業	要介護高齢者や重度認知症高齢者又はその家族等に対して、在宅介護支援（介護手当や紙おむつ等の支給）を行う	市	R1 ～ 継続	高齢者支援課
地域福 祉・市 民相談 の充実	11		社会福祉協議会支援事業	地域福祉を推進する中核を担うこととなっている社会福祉協議会への活動運営補助を行う	市	S29 ～ 継続	福祉事務所
	12		生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の自立支援、就労準備支援及び家計相談支援を実施する	市	H27 ～ 継続	福祉事務所
	13		西之表市障害福祉サービス人材確保対策事業	島内障害福祉サービス事業所等に新規就労した者に対し、奨励金等を交付する	市	R5 ～ 継続	福祉事務所

●令和8年度以降新規事業

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
健康づ くりの 推進	1		保健センターすこやか浄化槽機械室更新事業	保健センターすこやか浄化槽機械室を更新する	市	R8 ～ R8	健康保険課
地域包 括ケア システ ムの深 化・推 進	2		西之表市高齢者通院費等助成事業	満75歳以上の者で島外で医療等を受けることが必要であると判断された方に対して、交通費及び宿泊費の一部を助成する	市	R9 ～ R11	高齢者支援課
	3		西之表市高齢者等エアコン設置助成事業	エアコンを所有していない高齢者に対してエアコンの購入に係る費用を助成する	市	R8 ～ R8	高齢者支援課
	4		西之表市高齢者タクシー料金兼温泉施設利用料金助成事業	満75歳以上の者に対して、タクシー兼温泉券(5,000円分)を交付する	市	R8 ～ R10	高齢者支援課

**【まちづくり分野】**

しくみをつくり、ともに「まち」をつくる

**●普通建設事業**

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
財産の有効活用	1		庁舎管理事業	庁舎設備の修繕	市	H27 ～ 継続	財産監理課
計画的で効率的な行政運営の推進	2		教育宿舍設置運営事業	市外からの高校入学者及び教育関連事業で宿泊する者の受入れ体制を整備し、運営する	市	R6 ～ 継続	企画課
	3	○	教育交流施設設置検討事業	老朽化した社会教育施設や子育て施設などの設置検討を行う	市	R6 ～ 継続	企画課

**●政策的事業【継続事業】**

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
健全な財政運営の推進	1		ふるさと納税推進事業	ふるさと納税（寄附金）による歳入確保を図るとともに、本市の魅力をPRし地域産業の活性化につなげる	市	H26 ～ 継続	経済観光課
財産の有効活用	2		公有財産管理事業（公共施設等総合管理計画強化事業）	公共施設等を最適な状態で保有、運営、維持する	市	R2 ～ 継続	財産監理課
組織力と職員力の向上	3		市まちづくり公社支援事業	定型（単純）業務、施設管理、環境整備など正規職員以外で対応可能な業務をまちづくり公社に依頼し、業務の効率化を図る	市	H27 ～ 継続	総務課
計画的で効率的な行政運営の推進	4		市政広報事業	あらゆる媒体を活用し、市政の内容や市内行事、ニュースを広く市民に伝えるとともに、記録の保存を行う	市	S34 ～ 継続	総務課
	5		西之表市DX推進事業	新たな業務改善のためのDXシステムの導入及び職員の研修の実施	市	R4 ～ 継続	企画課
	6	○	コンビニ交付事業（基金事業）	コンビニ交付サービスの維持管理を行う	市	R5 ～ R14	市民生活課
	7		高等学校魅力化支援事業	種子島高校の存続のため、魅力化に資する取組を行う	市	R2 ～ 継続	企画課

**●令和8年度以降新規事業**

施策名	No.	再編交付金 予定事業	事務事業名	事務事業の概要	実施主体	実施期間	担当課
健全な財政運営の推進	1		固定資産税土地適正評価業務	固定資産税土地評価の見直しを行う	市	R8 ～ R9	税務課

**西之表市国土強靱化地域計画に基づく取組等一覧（県事業分：鹿児島県地域強靱化計画より）**

地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧(計画期間：令和7年度～令和11年度)

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
<b>情報伝達手段の多重化</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
情報伝達手段の多重化	県防災行政無線再整備事業	県単独事業	-	2023～2025	13.07億円	-	県内一円	衛星系防災行政無線再整備	県	総務省	1-6	
<b>情報伝達手段の多重化、確実化</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
情報伝達手段の多重化、確実化	県防災行政無線再整備事業	県単独事業	-	2023～2025	13.07億円	-	県内一円	衛星系防災行政無線再整備	県	総務省	5-1	
<b>文化財の保護管理</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
文化財の耐震化、防災設備の整備等促進	文化財の保護管理	補助事業	各市町村に所在する国及び県指定文化財等	1973～	-	県内一円	県内一円	文化財保存に関する指導・助言	県	文部科学省	6-5	
<b>住宅・建築物の耐震化の促進</b>												
災害に強い住まい・まちづくりを進めるため、公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、市街地再開発事業、基本計画等作成等事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業、空き家対策総合支援事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。										県市町村	国土交通省	1-1 1-2 2-1 2-2 2-3 2-7
<b>多数の者が利用する建築物の耐震化の促進</b>												
災害に強い住まい・まちづくりを進めるため、公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、市街地再開発事業、基本計画等作成等事業、街なみ環境整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業、空き家対策総合支援事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。										県市町村	国土交通省	1-1
<b>避難場所や避難経路の確保、避難場所の耐震化の促進等</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
避難経路の確保等 (防災対策及び老朽化対策)	道路補修(詳細点検)事業	補助事業	県内一円	2025～2029	15.2億円	県内一円	県内一円	詳細点検(橋梁)	県	国土交通省	1-3 2-1 2-2 5-3 5-4	
	道路補修(詳細点検)事業	補助事業	県内一円	2025～2029	4.2億円	県内一円	県内一円	詳細点検(Tn)	県	国土交通省		
	道路補修(詳細点検)事業	補助事業	県内一円	2025～2029	0.6億円	県内一円	県内一円	詳細点検(道路附属物等)	県	国土交通省		
	道路補修(橋梁)事業	補助事業	(一)伊関国上西之表港	2019～2027	20.2億円	湊橋	西之表市	橋梁補修	県	国土交通省		
	道路補修(舗装)事業	交付金事業	(主)西之表南種子外	2025～2029	0.1億円	安城外	西之表市	舗装補修	県	国土交通省		
	特定交通安全施設等整備事業	補助事業	(国)58号	2025～2029	3.6億円	西之表	西之表市	歩道整備	県	国土交通省		
	特定交通安全施設等整備事業	補助事業	(主)西之表南種子	2025～2029	2.0億円	本立	西之表市	歩道整備	県	国土交通省		
	特定交通安全施設等整備事業	交付金事業	(国)58号ほか	2025～2029	2.1億円	西之表ほか	西之表市ほか	自転車通行空間整備	県	国土交通省		
<b>高規格道路等の整備推進</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
国・県道の整備	道路改築事業	交付金事業	(一)伊関国上西之表港線	2022～2029	7億円	洲之崎工区	西之表市	バイパス整備	県	国土交通省	1-3 2-1 2-2 2-4 2-6 4-1 4-3 5-5	
	道路改築事業	交付金事業	(主)西之表南種子線	2025～2032	14億円	野木工区	西之表市	現道拡幅	県	国土交通省		
<b>港湾・漁港施設の耐震・耐液性能等の強化</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
港湾施設の延命化 【離島】	港湾メンテナンス事業	補助事業	西之表港	2022～2029	4.0億円	中央地区・天神地区・旧港地区・湊泊地区	西之表市	岸壁(-5.5m)D(改良)、臨港道路A(改良)ほか	県	国土交通省	2-1 2-2 2-4 2-6 4-1 4-3 5-5 6-6	
	重要港湾改修事業	直轄事業	西之表港	2021～2028	44.1億円	洲之崎地区	西之表市	岸壁(-7.5m)	国	国土交通省		
港湾機能の強化 【離島】	重要港湾改修事業	直轄事業	西之表港	2021～2028	19.0億円	洲之崎地区	西之表市	泊地(-7.5m)	国	国土交通省		
	重要港湾改修事業	直轄事業	西之表港	2021～2028	4.5億円	洲之崎地区	西之表市	臨港道路	国	国土交通省		
	重要港湾改修事業	直轄事業	西之表港	2021～2028	4.5億円	洲之崎地区	西之表市	臨港道路	国	国土交通省		
	重要港湾改修事業	交付金事業	西之表港	2021～2028	18.0億円	洲之崎地区	西之表市	泊地(-4.5m)	県	内閣府		
	重要港湾改修事業	交付金事業	西之表港	2021～2028	3.0億円	洲之崎地区	西之表市	物揚場(-2.0m)	県	内閣府		
	重要港湾改修事業	交付金事業	西之表港	2021～2028	0.5億円	洲之崎地区	西之表市	防波堤	県	内閣府		
	重要港湾改修事業	交付金事業	西之表港	2021～2028	1.0億円	洲之崎地区	西之表市	緑地	県	内閣府		
	港湾整備事業(整備事業)	起債事業	西之表港	2021～2028	17.0億円	洲之崎地区	西之表市	ふ頭用地	県	国土交通省		
	重要港湾改修事業	補助事業	西之表港	2002～2029	208.8億円	中央地区	西之表市	防波堤(沖)(改良)	県	国土交通省		
	港湾施設改良費統合補助事業	交付金事業	田之脇港	2021～2026	4.1億円	田之脇地区	西之表市	防砂堤	県	国土交通省		
漁港施設の整備	地方創生港整備推進交付金事業	交付金事業	住吉漁港	2021～2026	3.65億円	住吉地区	西之表市	防波堤改良	県	内閣府 水産庁		
<b>孤立化集落対策のための緊急輸送道路等の確保</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
漁港施設の整備	地方創生港整備推進交付金事業	交付金事業	住吉漁港	2021～2026	3.65億円	住吉地区	西之表市	防波堤改良	県	内閣府 水産庁	2-6	
<b>適切な森林整備の推進</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
森林の整備	造林補助事業	補助事業	山地災害危険地区や重要なインフラ周辺等のうち特に緊要度の高いエリアや氾濫した河川上流域等	2021～2025	5.3億円	-	県内一円	森林整備等	林業事業者等	農林水産省	1-5 4-5	

**西之表市国土強靱化地域計画に基づく取組等一覧（県事業分：鹿児島県地域強靱化計画より）**

地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧(計画期間：令和7年度～令和11年度)

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
<b>水産物の安定供給</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
漁港施設の整備	地方創生整備推進交付金事業	交付金事業	住吉漁港	2021～2026	3.65億円	住吉地区	西之表市	防波堤改良	県	内閣府 水産庁	4-3	
<b>鳥獣被害防止対策の推進</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
指定管理鳥獣の捕獲等	特定鳥獣総合管理対策推進事業	交付金事業	生息密度の高い地域	2024～2026	1.3億円	-	-	第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画及び第二種特定鳥獣(ヤクシカ)管理計画並びに第三種特定鳥獣(イノシシ)管理計画を定める地域	ニホンジカ及びイノシシの捕獲等	県	環境省	4-5
<b>海岸保全施設の整備（高潮対策、浸食対策）</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
津波高潮緊急対策	津波・高潮危機管理対策緊急事業	交付金事業	鹿児島湾沿岸地	2025	0.05億円	-	県内一円	高潮浸水想定区域図作成	県	国土交通省	1-3	
海岸高潮対策	津波・高潮危機管理対策緊急事業	交付金事業	鹿児島湾沿岸地	2025	0.7億円	-	県内一円	高潮浸水想定区域図作成	県	国土交通省	1-3 2-2 2-6	
<b>河川改修等の治水対策の推進</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
県管理河川改修	総合流域防災事業	交付金事業	二級河川 湊川	2025～2029	9億円	-	西之表市	掘削、築堤、護岸等	県	国土交通省	1-3 1-4	
	総合流域防災事業	交付金事業	二級河川 甲女川	2025～2029	9億円	-	西之表市	掘削、築堤、護岸等	県	国土交通省	2-6	
<b>雨量や河川水位などの防災情報の提供</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
防災情報の提供	総合流域防災事業	交付金事業	二級河川 新川 外	2025～2029	3億円	-	県内一円	情報基盤	県	国土交通省	1-4 5-1	
<b>気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画の見直し</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
海岸保全基本計画	津波・高潮危機管理対策緊急事業	交付金事業	鹿児島湾沿岸地	2025	0.7億円	-	県内一円	海岸保全基本計画策定	県	国土交通省	1-4	
<b>洪水ハザードマップの作成支援</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
	水害リスク情報整備推進事業	交付金事業	県内一円	2020～2027	10億円	-	県内一円		県	国土交通省	1-4	
<b>気候変動の影響を考慮した治水計画の策定</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
津波高潮緊急対策	津波・高潮危機管理対策緊急事業	交付金事業	鹿児島湾沿岸地	2025	1億円	-	県内一円	海岸保全基本計画	県	国土交通省	1-4	
<b>治山事業の推進</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
治山施設の整備	治山事業	補助事業	地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画(3)実施すべき治山事業の取組」に掲載されている地区	2020～2029	14.0億円	-	県内一円	山腹工 溪間工	県	農林水産省	1-5 2-6	
	治山事業	交付金事業	地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画(3)実施すべき治山事業の取組」に掲載されている地区	2021～2029	14.5億円	-	県内一円	山腹工 溪間工	県	農林水産省	4-5	
<b>土砂災害防止施設整備の推進</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
土石流対策	総合流域防災事業(砂防)	交付金事業	-	2025～2029	3.0億円	岳之田7	西之表市	堰堤工	県	国土交通省	1-5	
	総合流域防災事業(砂防)	交付金事業	-	2025～2026	1.4億円	城第2小川	西之表市	堰堤工	県	国土交通省		
がけ崩れ対策	急傾斜地崩壊対策事業	交付金事業	-	2025～2029	4.7億円	浦田地区	西之表市	法面工	県	国土交通省	1-5	
	急傾斜地崩壊対策事業	交付金事業	-	2025～2029	1.8億円	上能野4地区	西之表市	法面工	県	国土交通省		
<b>土砂災害警戒区域等の指定推進</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
土砂災害対策(ソフト関連)	総合流域防災事業(基礎調査)	交付金事業	-	2025～2029	21.5億円	県内一円	県内一円	区域指定	県	国土交通省	1-5	
	総合流域防災事業(基礎調査)	交付金事業	-	2025～2029	-	県内一円	県内一円	土砂災害リスク情報整備	県	国土交通省		
<b>砂防設備等の老朽化の推進</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
土石流対策	砂防メンテナンス事業	補助事業	-	2025～2029	-	県内一円	県内一円	堰堤改良工事	県	国土交通省	1-5	
がけ崩れ対策	砂防メンテナンス事業(急傾)	補助事業	-	2025～2029	-	県内一円	県内一円	施設改良工事	県	国土交通省		
地すべり対策	砂防メンテナンス事業(地すべり)	補助事業	-	2025～2029	-	県内一円	県内一円	施設改良工事	県	国土交通省		
<b>循環型社会形成推進交付金等を活用した廃棄物処理施設等の整備の促進</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
廃棄物処理施設の整備	基幹的設備改造事業	交付金事業	種子島清掃センター	2027～2029	11.9億円	-	種子島地区広域事務組合	ごみ焼却施設、リサイクルセンター改良	種子島地区広域事務組合	環境省	6-3	
<b>地籍調査</b>												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ	
地籍調査	地籍調査事業	交付金事業	-	2025～2029	32.6億円	鹿児島市外20市町村	鹿児島市外20市町村	地籍調査	市町村	国土交通省	6-4	